

令和8年第1回定例会会議録（第4号）

令和8年3月16日

○出席議員（24名）

1番 塩手悠太
3番 中村 悟
5番 谷口和美
7番 小野佳子
9番 美馬恭子
11番 安部一郎
13番 森 大輔
15番 森山義治
17番 加藤信康
20番 市原隆生
22番 松川峰生
24番 山本一成

2番 石田 強
4番 森 裕二
6番 重松康宏
8番 日名子敦子
10番 阿部真一
12番 小野正明
14番 三重忠昭
16番 穴井宏二
18番 吉富英三郎
21番 黒木愛一郎
23番 野口哲男
25番 泉 武弘

○欠席議員（1名）

19番 松川章三

○説明のための出席者

市 長	長野恭紘	副 市 長	阿部万寿夫
副 市 長	岩田 弘	教 育 長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田 亨	総 務 部 長	竹元 徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺 裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南 剛	建 設 部 長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防 災 局 長	大野高之
教 育 部 長	矢野義知	消 防 長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	企画戦略部次長	佐藤浩司
政策企画課長	清末 妙	政策企画課参事	芝尾裕子

財 政 課 長	河 野 文 彦	観 光 課 長	牧 宏 爾
産 業 政 策 課 長	市 原 祐 一	高 齢 者 福 祉 課 長	甲 斐 博 幸
ひ と ・ く ら し 支 援 課 長	佐 保 敬 太	健 康 推 進 課 長	末 房 日 出 子
保 険 年 金 課 長	岡 崎 章 子	い き い き 健 幸 部 次 長 兼 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	豊 田 正 順
都 市 整 備 課 長	田 邊 和 也	自 治 連 携 課 長	溝 部 進 一
市 長 公 室 参 事 兼 新 湯 治 ・ ウ エ ル ネ ス 推 進 室 長	和 田 健 二	防 災 局 次 長 兼 防 災 危 機 管 理 課 長	中 西 郁 夫
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	若 杉 篤	教 育 部 次 長 兼 教 育 政 策 課 長	森 本 悦 子
学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿	学 校 教 育 課 参 事	藤 内 護
社 会 教 育 課 長	津 川 文 隆	消 防 本 部 次 長 兼 総 務 課 長	永 路 尚 道

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次 長 兼 議 事 総 務 課 長	中 村 賢 一 郎
補 佐 兼 総 務 係 長	尾 崎 美 由 紀	補 佐 兼 議 事 係 長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆 一 郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第4号）

令和8年3月16日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○1 番（塩手悠太） 1 番、有志の会、塩手悠太です。

質問に入ります前に、議長をお願いを申し上げます。資料の配布を許可いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小野正明） はい、許可します。

○1 番（塩手悠太） ありがとうございます。

それでは早速、新湯治・ウェルネスと財政政策というテーマから質問をさせていただきます。

これから私が説明を申し上げることについて、もし訂正があれば答弁の中で訂正をしていただきたいと思います。この新湯治・ウェルネスの考え方とか理念については、私は賛同しております。私の意識になりますが、新湯治・ウェルネスというのは、温泉の効能とかを科学的根拠を示して見える化をする。それに別府市独自の自然とか食とか文化を掛け合わせて、市民の幸福度・満足度向上、それから長期滞在型の観光を確立していくということと理解をしております。

あわせて、別府市の新湯治・ウェルネスの産業化というところで、別府の付加価値向上を図って、経済循環や経済活性化を図り、市民の所得向上、それから市民の福祉還元というところをやっていったら、それを原資に、さらに投資を行っていき、経済循環つくっていく、というふうに理解をしております。ですので、私はこの理念、考え方自体については、先ほども申し上げましたが、大いに賛同しています。

温泉の強みである資源というところを磨き上げ、市民の幸福を、それからお客様にも提供していく。それに経済効果、経済成長というところがついてくるので、なおさらいい事業だと思っております。

そして、この事業を推進するに当たって、拠点となるものが扇山下に設置される予定である研究・実践拠点施設であると理解しているんですが、ただ、私はこの施設の設置については、財政負担という観点からかなり慎重な立場を取っております。令和 8 年度の新年度予算の中では、調査費を多く計上しておりました。あわせて、事業者と最終的に協定を締結する事業者選定の経費も計上されていましたが、私が懸念する工事費については、詳細は明らかになっていませんでしたので、全貌がまだ見えませんというところで、民間提案をこれから受けるということでしたが、仮に民間提案によっては、別府市の財政負担は全くないですよという可能性も、私はまだあると思っております。

といった意味で、まだ経過観察のほうが適切ではないかと判断しましたので、予算決算の委員会においては賛成をいたしました。ですが、賛成したからといって、この新湯治・ウェルネスと拠点施設設置についておおむね賛成ですよというわけではございませんので、そこは中継を御覧になっている皆様を含めまして、御理解をいただきたいと思います。

さて、この財政負担というところの観点で、先般、別府市が発表されました 30 年間で施設と運営に係る費用が約 103 億円かかりますということで、最低でも 103 億円の投資が明らかになったわけです。その 103 億円の費用というのは、あくまで施設と、それから管理運営のところであって、それらに係るインフラ整備等の工事費というところは、まだ計上というか明らかになっていません。

そこでお聞きしますが、その他必要なインフラ整備等を 103 億円以外に運用までに必要な費用は、具体的にどのようなものがあるのかということと、その財源はどう考えてい

るのかというところをお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

運用開始までに係る費用といたしましては、インフラが挙げられます。そして、現段階において想定される費用では、インフラ整備基本計画等にて想定されている現在価値化した公共施設部分の設置、維持、管理、運営費などとなっておりますが、基本計画にて試算している費用等につきましては、国内の温浴施設や実績等をベースに考えられる最低限の数値で試算をされております。しかし、この最低限の数値による試算から入場者数が上振れした場合や、観光客等が利用する温浴体験エリアの料金が計画を上回る提案、民間提案施設の部分で得られる果実である地代、固定資産税、法人市民税等の合計額が想定される経費を上回ることになれば、市の負担はなくなる、もしくはプラスの計算にもなると考えます。

仮に温浴体験エリアの利用料金をヨーロッパの平均的な温浴施設料金 8,000 円程度とした場合、この負担はほぼなくなる計算となりますし、入場者数が計画よりも年間 5 万人を上振れした場合は、想定される期間で 76 億円程度のプラスになる試算になります。

以上のことなどから、市民利用による市民の健康のための施設やラボ機能に係る部分の費用については、幾分経費がかかることもありますが、その経費を上回る利益や市民の健康を生む施設をつくるために、今後行う民間事業者選定のための準備、その後の検討をしっかり行い、基本計画を上回る成果が出るよう、今後の協議や交渉等を行っていきたいと考えます。

なお、現時点における財源につきましては、基本、インフラ整備費用等を中心に現在積み立てておる基金を財源として想定しております。

○1 番（塩手悠太） 投資以上の収入が出るというところは、もちろん私も期待をしているところですし、そのために知恵というか、提案、提言もしていきたいと思っております。ただ、客観的な事実として 103 億円以上の投資になるというところは明らかになったというか理解できましたし、そのための財源として基金の積立てを崩すというふうにおっしゃっておりますが、これ間接的には市民の方が納めた税金がやはり財源に多く入るところで、理解と受け止めをさせていただきました。

それから次に、今、物価高騰の影響は建設業界にもきております。

そこで、資料の 1 を、皆さん、御覧ください。

これは一般社団法人日本建設連合会が、建設コストの現状についてを出している資料になります。このうち左上のところが、建設資材の価格の高騰というところを示しております。右側の図が人件費の増加を示しております。

それから、その下ですが、これは 5 年前と比べて、全建設コストが 27% から 31% 上昇していることを示している資料になります。

毎月毎年、そのコストが上昇しているということは明らかになっているわけですが、この拠点施設の建設については、基本的には民間事業者が資金調達から建設までであるという事で説明されております。

昨今の情勢を見ておりますと、民間の事業者が大きな建設工事等をする際に、これらを加味して、建設の中断や延期というところも多く最近は見られます。

そこで、仮にこの民間提案が不調に終わった場合や、この 103 億円という価格がさらに上振れをした場合、施設の規模を縮小するということは、危機管理上、選択肢として考えることが重要なのではないかなと思うんですが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

現段階において、今後の事業者選定に向けて費用やリスク負担などについても協議検討していくことになる予定であり、規模等についても、要求水準書等の整合性や民間提案等

による意見、経済、社会情勢等を踏まえて適宜、協議検討していくことになると考えています。

○1 番（塩手悠太） ということは、規模の縮小も協議次第では可能性としてあり得るという認識でよろしいですか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

現在のところは考えておりませんが、今後の社会情勢等で検討していくことだというふうに考えております。

○1 番（塩手悠太） 今の段階では考えていないけど、社会状況の変化に鑑みて、可能性としてあり得るという認識、理解で受け止めさせていただきました。

次に、この拠点施設に関しては、施設の約3分の2が公共施設となっております。しかし、公共施設マネジメントの観点から見ると、施設の総コストを30年間で圧縮していき、老朽化した施設、それから建物は基本的には複合化、集約化をしていき、将来世代への負担をなるべく軽減する。そして、市民生活に必要なものを優先事項としてマネジメントをしていくことが求められているという理解をしておりますが、健康推進を図るためのこの新しい新規施設の追加については、公共施設マネジメントとの整合性、どのように説明されますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

拠点施設は使用料収入等により採算性のある施設として、純コストは発生しないものと見込んでおりますので、公共施設マネジメント基本方針で示す公共施設に係る総コストを30年間で30%以上圧縮する目標と整合性を保ちながら、公共施設マネジメントの取組を進めるものとしております。

○1 番（塩手悠太） 公共施設については、しっかりとコスト含めて圧縮の計画どおり進めていくというところで理解をいたしました。ただ、答弁にありましたように、収益ありきというか、収益がしっかり担保されてこそそのコストの圧縮だと思いますので、そのあたりはしっかりと私も認識をしておきたいと思います。

次に、経済波及効果についてお聞きをしていきます。

前回までは、具体的な投資の金額が明らかになっていませんでしたので、世界のウェルネス市場の約1,200兆円の1%を獲得していくというような説明でありましたが、今回、最低でも103億円という数字が出てきましたので、この数字を基に経済波及効果の計算等をされているのではないかなと推察いたします。

一般的には、乗数効果や産業連関分析等でこの経済波及効果というのを表したり計算したりするんですが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

現段階では、基本計画において、今後30年間の想定額が示されていますが、利用者の増加や民間施設から得られる果実、地代や税金などが負担額を上回り、市民は施設やエビデンスなどで健康となり、ウェルネスが産業化することで将来的には税収の伸びなどが見込まれることから、世界で1,200兆円が見込まれる成長産業であるウェルネス市場に参入し、その市場規模を見据えた取組により、付加価値が上がり、泊数が増え、雇用が生まれる新たな経済の循環を新湯治・ウェルネスでつくり上げられることを考えています。

また、経済波及効果などの測定といったものがありますが、その効果を測るには、様々な物差しや必要なデータ、期間等があると思われしますので、今後どのような物差し、基準等が適切、必要なのか調査研究していきたいと考えます。

○1 番（塩手悠太） ぜひ調査研究をしていただきたいというふうに思いますが、私がこの乗数効果等で計算した結果、大体乗数効果がその1.3から1.5というところで103億円の30年間の投資に対して、30年間で大体150億円ぐらいの経済効果というか、総所得数が

出ますよという最低限の数字も出てますんで、そういうのを計算して説明をしてくださいということでした。

今後、調査研究をしていくということでしたが、具体的にどういう収益があつてどういう経済効果、どういう税収入とか市民所得が上がりますよというような指標というものを公表されるのかがちょっと分からないんですが、これはまた次の議会等でしっかりと確認をしていきたいと思いますんでよろしく願いいたします。

それから次に、拠点施設の設置、運営に係る費用については、私の認識では、市民の皆さんが納めた税金が財源になるというところで理解をしております。市民の皆さんは物価高騰の影響も受けて、日々家計簿とにらめっこしながら生活をしています。平均所得というところは、別府市の取組の成果も伴って微増というか、年々増えているんですが、しかし、令和6年度の市税概要というところから見てみると、納税義務者数のうち71.3%が200万円以下の総所得であり、200万円から300万円の層の方たちが約14.8%、最新の平均所得というところが305万円程度であります。構成比で見ますと、平均所得に届かない方たちが多くいらっしゃるのが事実です。

その中で、皆さん、市民税を含めた税金をお支払いしているわけですが、その税金を原資として今回投資をするわけですから、納税者に対して投資に対する具体的な恩恵を説明することが、この事業の拠点施設の理解とか認知度の促進につながるのではないかなと思うんですが、具体的な恩恵についてはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

施設の健康温浴エリアでは、比較的安価な料金で市民が使いやすい設定を考えており、ほかの市町村にない温泉療養を提供することで、市民の健康増進へ還元できると考えています。

具体的には、施設にラボ機能を持たせることで、温泉効果のエビデンスを基に個人に合ったプログラムが提供できることは、研究・実践拠点施設の強みであり、市民の健康資本増加につながるものと思っています。

市民福祉の充実の点につきましては、研究・実践拠点施設の整備・運営により、投資が見込まれ、さらに新湯治・ウェルネスの産業化により、別府の高付加価値化を実現し、市民の所得や市の税収が増え、市民福祉に回すといった好循環を生み出すことで、市民への還元が実現できると考えており、ひいては市民のウェルビーイング向上にもつなげていけるものと考えております。

○1番（塩手悠太） 市民の福祉還元、税収、果実をそこに還元していき、ウェルビーイングを向上させていく。これはすばらしい考え方であって、私も賛同いたしますが、あまりにも抽象的過ぎるんですね。なので、具体的にあの拠点施設ができることによって、市民の方たちがどういう利益というかメリットがあるのかというところの説明を聞いていたんですが、その説明としては、拠点施設のほかとは違う温泉療養施設であって、基本的には拠点施設に市民の皆さんに来ていただいて、個人のプログラム等の入浴施設を絡めたサービスの提供を受けることができるというところが、今のところ別府市が発表できる具体的なサービスというところで理解をいたしました。

それから、財政面というところでちょっとお聞きしますが、人口減少で将来負担を担う人たちは減少していき、地方債というところは事実増えていっています。また、人件費の増加等で義務的経費は年々増加をしており、公民連携の指定管理料など債務負担行為費や、それから物件費等は増える傾向で、ここに今回の投資分の毎年約3.3億円ほどの実質義務的経費に変わる費用が追加されるということは、経常収支比率への影響も避けられないというふうに思っております。

これらを含めて、今回、投資による財政不安への懸念について、どのように考えている

でしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

拠点施設の設置による追加の財政負担は、実質的には生じないものと見込んでおりまして、さらに事業実施に伴い土地の貸付金収入や入湯税、固定資産税や法人税等の増収も見込まれますので、財政運営に影響はありません。

また、インフラ整備におきましても、財政調整基金とは別に別府未来共創基金を令和7年度末で約27億円積み立てておりまして、財源面での準備も十分整っております。これまでも将来の成長のために1,100億円を超える投資を平成27年度以降行ってきた結果、市民所得の増加や地価の上昇による市税収入の増加等の成果が生じております。

新湯治・ウェルネスは、健全な投資を行うことで別府の高付加価値化を図り、観光消費額の拡大や市民所得の向上が税収へ波及する好循環モデルを創出するものでございまして、投資と成果の面からも財政面の不安はありません。

○1番（塩手悠太） 答弁の内容で、財政不安はないんだと、心配していた懸念が晴ればいいんですが、私が質問の中で言ったように、地方債残高等も増える。公債費も上昇傾向というか、年によっては減ったりもしますが、トータルで見ると上昇しているというようなどころから見たときに、様々な御意見あるかもしれませんが、まだ、この収入、成果ありきの財政負担の担保というところだと思いますんで、私はまだこの財政負担的なところの懸念は持っておりますので、また今後、引き続き議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここまでは私の懸念事項についての質問でありましたが、このテーマの最後に、この懸念事項は横に置いて、新湯治・ウェルネスをさらに発展させるための御提案を3点ほどさせていただきたいと思っております。

まず、2点まとめて質問いたします。

今回、PFI事業ということで、恐らく特別目的会社、SPCと言われるものを設立するんだというふうに推察いたしますが、この際に法人税という観点から、このSPCの登記に対して本社機能は別府市にさせていただけるような協議をぜひお願いしたいというふうに思います。というところが1点。

それから、もう一点が、医療、美容、健康というところをコンセプトというかテーマにしているのであれば、厚生労働省所管の所得税に対する医療控除が対象となっている温泉利用型健康推進施設というところの認定を受けたほうが、別府市が目指す新湯治・ウェルネスがさらに発展するんじゃないかなというふうに思っておりますが、この2点について別府市の見解をお聞かせください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

今後、事業者選定に向けた関係要綱等の作成において協議、検討していきたいと考えております。

○1番（塩手悠太） あくまで私の一案ですので、ぜひ参考させていただきたいと思っておりますし、特に温泉利用型健康増進施設は、かなり別府市の今目指しているコンセプトとマッチしているというふうに思いますんで、ちょっと関連してもう一点だけ提案させていただきますが、新湯治・ウェルネスに絡めて海外視察に行かれていると思うんですが、海外視察ももちろん大事だと思いますが、国内にもこの新湯治・ウェルネスのコンセプト、テーマ、いろいろ理念、考え方と類似した自治体や民間企業が活動されています。特に、私がさっき言った温泉利用型健康増進施設に関しては、大分県だったら竹田市さんがありますし、民間企業だったら淡路市のほうに人材派遣型の会社が長期滞在型の宿泊施設というところを全く同じコンセプトで行っているところもありますんで、そこらあたりを視察に行かれたらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） 答えいたします。

今後、国内外において参考となる施設等について調査研究してまいりたいと考えております。

○1 番（塩手悠太） 海外だけでなく、国内にも似たような類似した取組をしているところがありますので、ぜひ国内視察も活用していただきたいをお願いをして、このテーマの質問は終わります。

では、テーマががらっと変わります。高齢社会政策というテーマで質問していきます。

まず、テーマについての問題意識を少しお話ししますと、日本社会の少子高齢化現象というところに伴って、人材不足というところが生産年齢人口が減少し、企業の人材不足というところが顕著な課題となっています。それに伴って、企業間の人材確保競争というところが激化しており、特に介護分野の介護人材の人材確保というところについては厳しいというところが現実でございます。

しかし、平均寿命や健康寿命の延伸により、介護需要は、今後、さらに増加していくのではないかなと思っておるんですが、そこで、介護の基盤となる介護保険を提供と財政という2点で捉えたときに、今後、人材不足、それから経営難による供給不足の弊害、それから介護需要が高まることによる、それに係る費用の増加で、財政不足の弊害というところが出てくると思います。これら2点については、介護サービスを提供する基本的なものになるので、ここら辺の抜本的な改革というのは国に求めていくほうがいいんだろうというところは思っておるんですが、ただ、別府市も国とは違う視点で、この弊害解消についての取組ができるのではないかなというふうに思っております。

そこで私が注目しているのは、介護予防という視点で取組を進めることがこの解消に間接的に寄与できるのではないかなというところで、介護予防について主に質問をしていきます。

介護予防に重要なものの一つに、習慣的な運動の導入というところがあるんですが、効果として、生活習慣病の防止や、それからフレイル予防、そして認知症の防止にもつながるというふうに言われております。別府市でも理学療法士さん等に参画してもらって、独自の健康体操等を実施しておりますが、ただ、要介護認定というところの数字を見ますと、あまり効果が現れていないのではないかなと私は認識をしております。

そこで別府市としては、この結果等を踏まえて、今後どのような対策、評価をしていこうとお考えでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） 答えいたします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスが増加すると言われる2025年問題を迎え、別府市におきましても、ここ近年、75歳以上高齢者は急増しておりますが、要介護認定者数は微増でございます。高齢者の介護予防やフレイル予防につきましては、福祉とともに健康推進課でも様々な取組を行っており、「めじろん元気アップ体操」や別府音頭を使った「べっぷゆうゆう体操」などを実施する通いの場の増加に向け、地域に働きかけております。

また、通いの場の開催内容の充実に向けて、理学療法士などの専門職種の派遣を行い、筋力の維持、筋力低下を遅らせるなどの効果も出ております。今後、さらなる参加率の向上に向け、実施場所の拡大に向けて、民間企業と協力して取り組んでまいります。

また、介護予防における認知症対策としましても、地域の公民館等での生き生き教室の開催や市民公開講座、地域での健康講話を開催しており、さらに認知症の早期発見、早期介入に向けて、大分大学との共同事業も予定しており、認知症対策も強化していきます。高齢者の介護予防につきましては、今後とも福祉所管課とともに、様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

○1 番（塩手悠太） お考えについてはよく理解できましたし、ぜひ取組に推進していただきたいと思います。

また、厚労省が調査で要介護の要因として最も多いのは、認知症というふうに報告をしております。今、認知症は5人に1人になると推計されており、誰もがなる可能性のある症候群として考えなくてはいけないと思っております。

別府市の高齢化率というところは、全国平均、それから県内平均でも高いというのは事実でございます。これからの高齢社会における誰もが自分らしく暮らせる社会ということを目指すのであれば、別府市の市民全員が、この認知症に対する基礎的な知識を持っていただくこと、これは理想だと思っております。そのための取組を先ほど御答弁されたように、高齢者福祉課さんや健康推進課さんや社会福祉協議会さん等で日々、取組をされていると思うんですが、この活動を、私は別府市の子どもたちにも展開をしていくことがこの認知症に対する考え方、捉え方の考え直す機会にもなるし、今後の別府市の高齢社会に向けての準備にもなると思っておりますので、このあたりの認知症に対する捉え方を含めて、別府市としてどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

別府市における認知症高齢者の数は年々増加傾向にあり、地域で暮らす認知症の方との関わりが今後増えていくことが予想されます。

そこで、別府市社会福祉協議会に委託し、小学校から認知症について正しく学び、認知症の方と地域でともに暮らす共生社会について考えることができるよう、認知症フレンドリーキッズ事業を開催しております。今後も事業を継続し、子どもたちも協力者として活躍するまちとなるよう促進を進めてまいります。

○1 番（塩手悠太） 別府市としては、積極的に取組を進めていきたいということは理解いたしました。ということで、これは高齢者福祉課さんや健康推進課さん、社会福祉協議会さんと協力して、学校現場でも展開、取り組んでいただくことをお勧めいたしますが、市の教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

中学校の家庭科では、高齢者の生活や地域との関わりについて理解を深め、体験的な学習活動を通して学ぶ内容が位置づけられておりまして、教育課程にのっとり、高齢者福祉への理解を深める授業を実施しております。

また、社会福祉協議会の認知症サポーター養成講座などを通じ、小中学生が適切な接し方を習得できるよう支援してまいります。

今後も、教育課程を基盤としつつ、子どもたちが認知症を身近な課題として捉え、相手の立場に立って考え、行動できる教育に努めてまいります。

○1 番（塩手悠太） ぜひ学校現場のほうでも積極的に取組を進めていただきたいと思えますし、これは学習指導要領にも該当するものだと思っておりますので、ぜひ形にしていきたいと思いますというふうにお願いをしておきます。

それから、次、人生ノートについてです。

皆様、人生ノートというものは御存知でしょうか。エンディングノートや終活ノートなどと言われることもありますが、別府市では、「これからノート」と呼ばれております。このノートの一番の特徴は、これからの人生で自分が何をやっていきたいのか等を考える、言語化、可視化することにもつながりますし、もしものときの対応などを記すことによって、自分の人生について考える時間がつくれるというところです。

人生万事、塞翁が馬、人生何が起こるか分からないということで、自分の心の準備にもつながりますし、周りの大切な人たちの心の準備にもつながるんじゃないかということで、私はより多くの方たちに、この「これからノート」を活用してもらうことが、これからの

高齢社会に迎えるに当たって必要ではないかと考えておるんですが、このことに対する別府市の見解についてお答えください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

本市の人生ノート、「これからノート」、自分らしく生きるは、市民の皆様が自らの人生を振り返り、家族や大切な人に伝えるための重要なものであると考えております。「これからノート」の啓発活動については、地域でのイベントや講座を通じて書き方や活用方法など、また地域包括支援センターや成年後見支援センター、関係機関などにも配布し、御協力をいただき周知啓発に努めているところであります。

また、作成に取りかかっていた市民の方からは、今後の見直すきっかけや家族と話す機会が増え、気持ちの整理ができたとの声もいただいております。

人生ノートの活用は、自らの人生を見つめ直し、目標に向かって進むことで、市民の皆様がよりよい人生を迎えられるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

○1番（塩手悠太） まずは徹底した周知広報が必要だと思います。広報した後、このノートを活用しようと皆さん思うらしいんですが、ちょっと時期がずれると、このノートの存在自体忘れてしまうという方も結構いらっしゃるんで、ぜひ記入とか活用してもらえような取組として、電子システム上に登録をして、それに特典をつけて、何かポイントをつけるなど、そういった形での利用促進というところも一つ、一案としてありますんで、またこれは今後、議会のほうで質問させていただきたいと思います。

次に、介護保険の財政という点で質問をしていきます。

介護保険には、介護給付費準備基金と言われるものがあります。この基金は、条例において、市が行う介護保険の財政の安定化を図るため設置されたものと明記されております。仕組みとしては、被保険者から保険料を徴収して、給付に係る費用の収支の余剰分を基金に積み立てていくと。そして、基金の預金収入等もその基金に積み立てるということとなっておりますが、この基金が、現在約11億円ほど別府市にございます。これは介護保険料の改定のときに、保険料の抑制のために取り崩して充当されるものが基本的な役割でございますが、ここ数回の改定時において、基金が取り崩されたという形跡はございません。もちろん財政の安定化を図るというための基金ですので、一定の現金はしっかりと持っておくべきだと思うんですが、昨今の情勢から見たときに、ここ最近の傾向から一部は積極運用に回して、効率的な財源の確保を議論することも必要ではないかと思いますが、まず1点、いかがお考えでしょうかというところ。

それから、運用にならずとも、一定程度の積立て基準というところは必要だと思います。際限なく基金を積み立ててしまうということにもつながりますので、この基金の積立ての基準を設けるということも併せて見解をお答えください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

介護保険料は3年に一度、介護保険事業計画の中で介護給付費の推移、施設整備の状況、国の介護保険制度の動向と様々な状況を鑑み、策定委員会において審議し定めております。令和8年度は、第10期の介護保険事業計画の策定の年でもありますので、基金の在り方についても、今後、策定委員会にて十分審議を行ってまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太） ぜひ、今一度議論をしていただきたいと思います。一定の金額で運用することも一案ですし、条例上これは実施することも可能だと認識しております。また、積立て基準については優先的にぜひ議論していただきたいとお願いをしておきます。

次に、介護予防という観点とは少し異なりますが、高齢者の就労意欲がある方に対する支援の取組について質問をしていきます。

国が示す高齢社会白書では、労働力人口の高齢者が占める割合は13.6%で、長期的に上昇傾向にあると。収入のある仕事をしている60歳以上の人に、何歳頃まで仕事をした

いか尋ねたところ、70 歳ぐらいまで、またはそれ以上働きたいと回答したのが 83.7%を占め、33.5%は働けるうちはいつまでも働きたいと回答しました。一方で、仕事をしたいと思わないと答えた人は約 1.5%。白書では、高齢者も高い就業意欲を持っている様子がうかがえると言及しております。

別府市でも就労支援政策はされておりますが、ここについても個別具体的な政策として議論することが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

働く意欲のある高齢者の方々が知識や経験を十分に発揮し、生きがいを持ち、活躍できる社会を実現できることは重要だと考えます。現在、シルバー人材センターでは、その希望に応じた就業機会を確保し、多くの高齢者の方々が地域での社会参加を果たしております。

また、取りかかりとして、別府市版スキマバイトのマッチングサービス、べっぴんマッチボックスを通じ、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、ぜひ活用していただければと考えております。

○1 番（塩手悠太） 先ほど答弁にもありましたように、高齢者の方の豊富な知識、経験というのは私は貴重な社会資源だと思っております。この資源を人材として活用するためにも、個別の政策としてぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、マッチボックス、産業政策課管轄でやっていますが、各担当課の情報共有もしっかりとしていただいて、一つの担当課ベースでやるんじゃなくて、横串の情報共有というところをしっかりとした上で、この高齢者就業意欲の持っている方の就業支援政策というところに取り組んでいただきたいと思いますをお願いをしておきます。

ここまでは介護予防という観点で質問をしてきましたが、このテーマの最後の質問として、高齢者世帯に対する夏場の電気代の補助というところについてお聞きをしていきます。

気象庁は先月、今年の夏の平均気温については、平年より高いというふうに発表しております。また、今年は既に東京の青梅市というところで、2 月として史上初の 25 度を観測するという事例もございます。ここで懸念されるのが、夏場の熱中症による緊急搬送です。高齢者の夏場の熱中症の緊急搬送で一番多いというか、よく挙げられる要因としては、電気代を気にしてエアコン等の使用を控えるという報告がされております。

昨年、東京のある自治体では、全国初の試みとして、夏場の電気代の一部補助を実施、執行をしておりました。熱中症による命を落とす悲しい事例を少しでもなくすために、もう既に気象庁等で今年の夏は平年より高いというふうな報道がされているのであれば、別府市もこの高齢者世帯に対する夏場の電気代補助等を議論されて執行されてもいいんじゃないかなと思うんですが、このあたりについて御見解をお答えください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

熱中症の注意喚起につきましては、別府市の老人クラブ連合会などへ高齢者への注意喚起を行い、また各種研修会においてチラシを配布し、夏場の暑さから高齢者を守るための取組を行っているところです。

また、限定的な電気代の補助につきましては、持続可能な事業には現在ならないと考えております。

○1 番（塩手悠太） 持続可能な事業にならないというところは正論だと思っております。ただ、今、中東情勢の不安定な状況により、石油価格が急騰しております。これが今ガソリン価格として影響、もう既に出ておりますが、私はこれが数か月遅れてエネルギー価格、とりわけ電気代等に影響が出てくるというふうに分析をしております。国からの緊急高騰対策の交付金等が入るかもしれませんが、場合によっては、別府市の単費で補正予算を組んで対策できるようでしたら、そこら辺もぜひ検討していただきたいということをお願い

をして、このテーマの質問は終わります。

それでは次、まちづくりとまちまもりというテーマで質問をさせていただきます。

別府市では、これからの少子高齢化で地域の担い手不足がより進行していくというところで、その対策、先手を打っておおむね中学校区で一つの協議会をつくる、自治機能をつくる中規模多機能自治というところを推進しておりますが、これが9年前から推進していて、もうすぐ10年を迎えると理解をしております。一つの区切りだと思いますが、この中規模多機能自治の今の進捗状況と、それから課題についてお答えください。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

今年度からひとまもり・まちまもり協議会に担当職員をコーディネーターとして配置しており、地域ビジョンに沿った取組や関係団体との調整役として協議会運営をサポートしております。コーディネーターによる新たな試みとして、協議会と企業が連携して実施したひと・まち社会見学会では829人から参加応募があり、抽選により428人の方が参加されました。実施後のアンケートからも協議会と企業、幅広い住民がつながるきっかけづくりとなっており、協議会や地域のことを多くの方に知っていただく機会として、大きな成果を上げております。

人材の発掘や育成、担い手といった協議会運営の課題に対しましても、このような取組を通じて、次世代の参画を促し、幅広い住民の皆さんが参加しやすい仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太） 私は中規模多機能自治の推進主体であるひと・まち協議会の一つの成果として、今まで隣接する地域の方たちとの横のつながり、顔合わせという機会が少なかったですけど、このひと・まち協議会を通して連携、協力することによって顔を合わせる機会が多くなって、一つ今までなかった横のコミュニケーションというところが醸成された、これは大きい成果だと思っております。

ただ、私が声を聞く範囲ではございますが、まだ、この協議会についての活動内容等を実感している圏域住民が少ないと感じているんですが、この横のつながりはある一定程度の成果を出したと思いますんで、10年というところで次の段階として、例えば一つ連携の取れやすい地域の区割りを見直して協議会を増やすとか、実務機能として小学校区の活動を支援していくような取組を議論されてもいいんじゃないかなというふうに考えているんですが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（山内弘美） お答えいたします。

ひと・まち協議会の役割は、単一の自治会や小学校区では解決できない課題をより広域的な取組により、スケールメリットを生かして解決していくことです。一方で、自治会や小学校区で対応できることは、それぞれの役割により、主体性を持って果たしていただければと考えております。

協議会は、地域のプラットフォームとして包括的な課題に取り組むことにより、その機能を発揮するものでありますので、さきの定例会でも御説明申し上げましたとおり、取組も充実して進展していることから、現時点におきましては地域包括支援センターに合わせて配置された協議会の圏域の変更は考えていない状況でございます。

○1番（塩手悠太） であるならば、これから一つ課題として認識をしていた、幅広い住民の皆さんに参加しやすい仕組みづくりの構築を考えるというところで、私は各協議会が総会等で皆さんに配布をしている予算決算書を別府市のひと・まち協議会のページにて公開をして公表することが、圏域住民の方たちがさらなる協議会の活動の理解の促進、進化につながると思っておりますし、この補助金の財源は市民の納めた税金でございますから、この税金の使い方の透明性の確保というところにもつながる、いい取組だというふうに思うんですが、この補助金の使い方の予算決算の報告を公開することについてはどのように

お考えでしょうか。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

協議会は、任意の団体として設立され、自主的に活動しております。各協議会の活動や取組につきましては、市報をはじめホームページや各種会議等でお知らせするとともに、事業の収支状況を随時厳正に確認し、チェック機能を果たしているところです。

各協議会に対しましては、今後とも適切な公金の執行管理を行うとともに、市民の皆さんへの説明責任により、透明性の高い行政運営に努めてまいりたいと考えております。

○1 番（塩手悠太） 私は任意団体だからこそ補助金の使い方を公開することが必要だというふうに考えておりますし、ただ、今の答弁でありましたように、今後は各協議会とそういった協議というか議論をしていただけるという趣旨で私は受け止めたんで一つ前に進んだかなというふうに思っておりますんで、ぜひ今後ともその公開についての考え方の議論を進めていただきたいと思いますをお願いをしておきます。

このテーマの最後になります。道路関係に係る住民相談というところについてお聞きしますが、住民の皆さんからのいただくお声として多いのが、道路に穴が開いているとか、少し欠損しているとか、標識を少し直してほしい、そういった道路に関係する案件というのが多いんですが、ただ別府市にはL o G o フォームと言われる住民が直接別府市に通報しやすいようなシステムを構築しているんですが、このL o G o フォームというシステムの導入理由と、それから今の利用状況というところをお答えください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

L o G o フォームは、市役所のホームページから 24 時間、時間を気にせず通報ができ、位置情報や写真を添付するため場所や状況を伝えやすく、従来の窓口や電話での依頼に比べ速やかに通報できるシステムとなっています。また、職員側も場所や状況の聞き取りの時間短縮になり、緊急度も写真で判断できるなど、双方に利点があるため導入しております。

利用状況ですが、L o G o フォームは令和 6 年 6 月から導入しており、これまで約 1 年半で 307 件の通報を受けております。令和 7 年度につきましては、2 月末時点で舗装の剥がれや倒木など 160 件の通報があり、全体件数 2,132 件のうち、L o G o フォームで受ける通報の割合は約 8 % となっております。

○1 番（塩手悠太） このL o G o フォームという取組については非常に使い勝手のいいシステムだと認識をしておりますが、ただこのシステムに関連する先進自治体の取組と比べたときに、まだ使い勝手というか、利便性の向上を図れるというふうに思っています。先進自治体の例でいくと、L I N E 等ですぐにこのL o G o フォームというか通報システムを開けるようにして、報告の手続というところも簡略化をしているようなところがございます。

別府市も、今情報政策等でやっているこのL I N E と協力、連携をしてもう少しこのL o G o フォームの利用のしやすさの向上等を図るべきだと思いますし、また市民の皆さんに対して、広報周知というところを徹底したほうがより活用していただけるんじゃないかというふうに思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

L o G o フォーム通報制度の案内、周知の方法は、これまで別府市公式L I N E や市報、各地区公民館や市役所窓口にチラシを設置するなどして周知を行っています。L o G o フォームの利用者が増えることにより、市民の皆様、職員ともに負担の軽減となり、適切な対応にもつながると考えていますので、今後も広く周知を図っていききたいと思います。

○1 番（塩手悠太） 先進自治体では、この通報のうち約 6 割から 7 割はL I N E 等から入ってきているというところまで成果を上げているようなところもございますんで、ぜひ情報

共有、私もいたしますので積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは最後のテーマに入ります。選ばれる別府というところで、この3つの質問については連動性はないんですが、一つ一つ取組を行うことで、より選ばれる別府につながるんじゃないかという観点で質問させていただきます。

まず、前回の議会でも御質問をいたしました、別府市には転入者・転出者が年間5,000人から6,000人いるわけですが、ここのアンケートの回収向上を図ったほうがより政策的な立案に対する情報につながるんじゃないかというところで議論させていただきましたが、今別府市が政策立案で活用しているような資料、データというのはどういったものになるでしょうか。

○政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

政策立案の過程で現状や課題を正確に把握し、見込まれる効果や手法を検討するために、資料やデータを用いますが、参考にする資料やデータは、その政策内容により様々です。例えば総合計画や総合戦略の策定においては、国勢調査や住民移動データ、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口データ等の人口関係の資料や各種統計調査資料のほか、毎年実施している市民意識調査などの定性的なデータも重要な資料として参考にしております。

○1番（塩手悠太） では、私が指摘をした転入者・転出者アンケートの取組向上と転出者アンケートの新規導入というところについてはどのようにお考えでしょうか。

○政策企画課長（清末 妙） お答えいたします。

移住政策においては、移住者の実人数や属性に加え、別府市のどのようなところに魅力を感じて移住を決めたのかと、移住者の実態を具体的に把握したいと考えております。そのためには、一定程度のアンケートの回答数が必要であり、その数を増やすため、転入アンケートの内容やフォームの配布方法を見直すとともに、回答特典を設ける等、情報収集の強化を図ってまいります。転出者に対するアンケートは、現時点では予定しておりませんが、移住者の実態把握や移住政策の推進に必要と思われるデータは、積極的に収集して分析し、活用していきたいと考えております。

○1番（塩手悠太） アンケートの回収向上については議論した結果、少し前に進んだのではないかなと思っておりますし、転出者アンケートについてはまた時期を見て議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では次に、奨学金についてお聞きします。

別府市には、今貸付型の大学奨学金制度がございますが、この利用状況というところを教えてください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在、貸付金としての大学奨学金を活用している学生数は12人でございます。

○1番（塩手悠太） この貸付制度は、学生にとっても保護者にとっても非常にありがたい制度だと思っております。ただ私も奨学金借りていましたし、今も返済をしておりますが、借りたものはしっかり返す、このことを学生のうちから身につけてもらうことが重要な考えだと思うんですが、ただ、経済状況によって、学生のうちから借金を背負わせることについても少し考えないといけないと思っておりますので、例えば学生が在学中に成績優秀で頑張ったり、資格の取得等で貸付型から給付型に切り替える等の給付型の拡充について議論してもいいんじゃないかと私は思っておりますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

別府市では、大学の奨学金制度につきましては貸付型を基本としておりますが、卒業後に一定の要件を満たすことを条件といたしました返還の免除制度を導入しております。具体的には、別府市内に居住かつ勤務することで返還額の全額を免除する仕組みとしており

まして、これが実質的な給付型としての機能を持たせているところでもあります。市教育委員会といたしましても、今後、各家庭の経済的な負担軽減は重要な課題と認識しておりますので、多様なニーズを的確に捉えるということに今後努めてまいりたいと考えております。

- 1 番（塩手悠太） 経済状況による教育格差というのを生み出しちゃいけないと思っております。ほかの自治体では入学金の支援をしているところもありますので、ここらあたりしっかりと関係者の意見を集めて、拡充に向けて動いていただきたいということをお願いいたします。

では、この項、最後ですね。選挙公報というところについてお聞きをします。

時間も少し迫ってきましたんで、合わせて2問を1問にしてお聞きしたいと思いますんでどうぞよろしくお願いします。

選挙公報とは、国会議員とか県議会議員、県知事選挙等で候補者の政策が一覧になって有権者の各世帯に届くような紙面となっております。これが本来であれば全世帯に配布されて、有権者がその候補者の考え等を一堂に確認することができる非常に優れたというか便利な情報源となっているんですが、これは投票の向上にもつながると、それから有権者の方たちが投票する際の参考にしている一つの情報となっているということも報告としてあります。

ただ別府市は、今市長選と市議会議員選挙においてこの取組はされておられません。ですので、別府市として選挙公報の必要性和、それから来年度の4月の統一地方選挙までに、これは条例を制定して行うことを勧めますが、併せて、別府市の見解をお答えください。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

選挙公報は、候補者が直接有権者に政策を訴える方法の一つとして、また有権者が候補者や候補者の政策等を知る手段の一つとして有用であると考えております。選挙管理委員会といたしましては、先進自治体の事例等の情報収集を行い、課題の洗い出しや解決策、必要な手続等の考察に取り組んでまいりたいと考えております。

- 1 番（塩手悠太） これは全国の自治体でも約6割から7割が導入をしているものでありまして、有権者それから候補者のためにもなる取組だと思っておりますんで、ぜひ来年度の導入に向けて条例制定等を含めて前向きに検討をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

- 10 番（阿部真一） 自民新政会の阿部真一です。

それでは、早速、一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は前半に消防行政、そして高齢者の福祉行政ということでお聞きをしたいと思います。

まず、消防行政についてお聞きをいたします。

先般、予算決算特別委員会等で各消防の事業内容にある予算の面からの質疑が、るる各委員から出されました。今回は消防職員、これ市民の生活、安全を守るためには非常に大切な組織でございます。その中で、この消防職員が別府市民の安心・安全の担保をするためにどのような環境で職務に当たっているのか、その視点において就労規則、業務の改善、体制強化の面から質疑をさせていただきたいと思います。

それではまず、近年の火災・救急・救助などによる消防の出動状況について御答弁いただけますか。

- 消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

令和7年中の火災発生件数は44件、救急出動は8,544件、救助出動は109件。また、自動火災報知設備の誤作動などによるベル鳴動、交通事故などによる燃料漏れからの危険物漏えい、通称PA救急と言われている救急支援の出動などを含めた、その他災害の出動が653件でございます。

なお、本年においては、2月末時点で火災発生件数は22件、救急出動は1,405件、救助出動は14件、その他災害の出動は112件となっております。

- 10番（阿部真一） この別府市の令和6年度の消防白書がホームページで公表をされております。その中で、これは救急と火災といろいろな出動がございますが、令和5年度8,357件、令和6年度8,887件、これは救急出動でございます。そして火災にいたっては令和5年度が40件、令和6年度が42件、先ほど課長が答弁されました令和7年度2月末時点では22件ということでございます。特に全てこの火災・救急・救助に要する出動は、基本的には横ばいの数値で見受けられますが、この中身、そして職務に当たる消防職員の環境が一昔前から比べるとかなり変わってきております。

それは消防職員の職務に当たっては市の職員と同様に職務規定がございます。この中で多くの出動に際して、消防の職員は日々、別府市の安全を守るために活動されているわけですが、現在の職務に関する消防職員の状況と、過去を振り返ったときに、消防長、課長、今日答弁をお願いしておりますが、恐らく体感的にも昭和、平成、令和とかなり変わってきているのが実感されていることであると認識をしています。

その中で、現在の消防職員の職務に関する、まず課題等があれば、その部分を御答弁いただけますか。

- 消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

まず、職員の勤務におきましては、別府市消防職員服務規程から、本部職員は休憩時間を含み午前8時30分から午後5時までの勤務時間となり、土曜日及び日曜日は週休日。一方、消防署の職員につきましては、2つの中隊を置き、24時間制での交代制当直勤務となり、週休日は定期に勤務サイクル表により指定し、職員へ周知するものとしております。また、1当直は、仮眠や休憩時間を除く15時間30分を勤務時間と定めています。さらに長時間の活動が見込まれる災害におきましては、勤務を要しない日や、週休日における消防本部消防署の職員とともに、別府市消防職員非常召集規程に基づき召集命令を受けた場合、速やかに指定された勤務場所へ参集することと規定しております。

- 10番（阿部真一） 今答弁ございました。これはあくまでも有事ではない平常時での消防職員の勤務実態でございます。その中で、やはり消防職員も一人の人間と考えたときには、有給休暇や昨今変化があります男性の育児休暇の取得など、多くの面で環境が変わっていることであります。その面で、現在の体制、消防組織の人員配置について、まず教えてください。

- 消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

2月末現在、消防本部消防署の消防職員数は146人でございます。内訳として、消防本部の職員は消防長以下、防災航空隊及び消防学校への派遣が各1人、大分消防指令センターへの派遣が4人などを合わせ32人。また、消防署の職員は消防署長以下114人でございます。なお、そのほかには会計年度任用職員10人を雇用しており、うち4人は消防署の通信指令室の通信補助員として勤務に就いております。

- 10番（阿部真一） 146人を現在、各部署に配置しているということでございますが、条例上は151名で規定をされておまして、条例の人数には届いていない状況でございます。その様々な出動の場面がある中で、この消防職員の出動に支障がないように、また業務内容によってどれぐらいの人員配置が必要なのか、その部分、近年の採用状況に照らし合わせて、消防本部の見解を御答弁いただけますか。

- 消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

直近3年間の採用人員におきましては、直近から令和7年4月、5人、令和6年4月、6人、令和5年4月、2人の採用でございます。なお、人員におきましては146人で、引き続き職務向上に努めてまいっているところでございます。

○10番（阿部真一） 今の職務実態、環境の変化等を考えたときに、現在の人員で消防の職務、業務を円滑に回す。そして、非常時における出動に際しても、臨機応変に対応できる人員配置であるか、消防本部はどのように考えているのか、少し御答弁いただけますか。

○消防長（浜崎仁孝） お答えいたします。

令和7年10月の救急隊の増隊に際し、職員の採用、併せて高規格救急車を新規に購入し、組織として計画的に満足な救急体制を整えたところでございます。また、令和8年度には、車両更新計画に基づき、新たに3台の消防車両更新を予定しております。さらなる消防力の強化が期待できます。

なお、定数条例に定める人数につきましては、職員数の限度を示しているものであり、実人数が定数に達していなくても問題はありません。現状の消防体制につきましても、予防業務や救命講習などをはじめ、火災・救急救助などの各種災害対応から、住民や観光客の生命、身体、財産を根源的な行政サービスとして、地域の実情に即し、適正に構築してまいりました。

今後も引き続き業務の効率化や職員の職務能力向上に取り組みつつ、人員、車両、資機材等の限られた資源を最大限に活用し、持続可能な消防体制を確保してまいります。

○10番（阿部真一） 今、消防長のほうから御答弁ございましたが、本庁の総務部長、職員課の観点からも、やはり同じように消防職員の採用という観点から業務の内容捉えた適切な人員の増員に向けた採用をお願いしたいと思いますが、最後に一つ、消防長から今の人数で問題はないという御答弁ではございましたが、労使交渉の中で消防の職員は組合団体がございません。この中でやはり直接的に消防職員の人員、職務、そして生活に関するあらゆる課題に対して、面と向かって相対しているのはやはり消防本部の課長であり消防長であると思います。その先にあるのは、本庁にある採用人数の調整だというふうに考えておりますが、ここ一つ大切なことでございます。

もう一度お聞きしますが、今後の職務の環境の変化において、消防職員の増員に向けた採用に資する部分に関しては消防本署から執行部に、どのような調整、改善の意見を伝えていく方向であるか御答弁いただけますか。

○消防長（浜崎仁孝） お答えいたします。

災害時に市民から消防に寄せられる期待は大きなものがございます。昨今の勤務状況にあっても、この中で日々隊員は職務に尽力しております。今後もさらなる市民サービスの向上のため、計画的な体制維持に努めてまいります。

○10番（阿部真一） そういう答弁になろうかと思いますが、ぜひ消防本部から積極的にやはり執行部、総務部を通しての人員配置の意見というのをしっかり具現していただいて、人員の確保をしっかりと進めていただきたいと思います。この質問に関しては、消防の救急や火災等の出動ではなく、職員の職務の改善ということでいろんな面で休養を取る機会というのが多くなってきてございます。子どもの入学式であれど、お休みを取れます。そして、年次休暇も日数によって取れるような環境に職員はなっておりますので、そこを昔というところとちょっと語弊があるかと思いますが、昔の体制であれば我慢していたところも、今は消防職員の職務を遂行する上で、プライベートの環境、生活環境をそろえるという上での休養の取り方というのは改善をしていただきたいと思いますし、職員の声を実直に捉えて、別府市の中の一員としても組織体制を整えていただきたいと思います。

それでは消防行政についての質問を終わりました、次に、福祉行政についてお聞きいたします。

まず、福祉行政についてでございますが、これもやはり今回質問を通告した内容として生活困窮者、物価高騰、そしてコロナの中からこの生活困窮者という単語が、国会そして

別府市の議場でも多く耳にするのが実情でございます。この生活困窮者というのは、どのような定義でどのような捉え方を行政側がしているのか。それに伴い、高齢者に限りませんが、あらゆる政策を市民に対して提示しているのか、そこに観点を置いて、まず高齢者、65歳以上のひとり世帯の方に焦点を置きまして、質疑をしたいと思います。

まず単身世帯、単身の高齢者世帯の増加に伴って、孤独・孤立、この問題が深刻化されております。そこでまず、別府市では独り暮らしの高齢者の数、そして過去3年間の推移について、まず御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

毎年、民生委員の方に実態調査をお願いしており、あくまで概算ではありますが、令和5年度が5,970人、令和6年度が5,907人、令和7年度が5,863人となっております。

○10番（阿部真一） 独り暮らしの高齢者は、令和7年度5,863名でした。その中で、別府市内で発生した孤独死の方の人数、そして、また独り暮らしの高齢者の人数を把握していれば御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

別府市における孤独死の数につきましては、別府警察署にお聞きしたところ、変死者の数につきましては、令和6年度ですが214人、そのうち65歳以上の方は167人、その中で独り暮らしの方は80人でございます。

○10番（阿部真一） 高齢者65歳以上となりますと、令和5年から令和7年まででおよそ3万8,000の方が別府市内にいらっしゃる。その中で独り暮らしをされている方はおよそ5,900名の方、15%の方が高齢者の世帯であるということが答弁の中から分かりました。

この数字は実際に実態調査で、各地域の民生委員の方にお聞きして算出したということですが、特に独り暮らしをされている高齢者に対しての生活環境の中での困り事、先ほど言いました生活困窮と行政がどのようなところで定義をしているのかにはよりますが、こういった中で今後増えていくであろう高齢者の独り暮らしに対して、別府市は見守りに重点を置いた施策を取っております。これは先般の予算審査の中でも質疑をさせていただきましたが、もう一度高齢者福祉課が重点的に取り組んでいる独り暮らしの見守りに対しての対策の意義について、まず御答弁をいただけますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

現在、別府市における高齢者生活支援対策として、独り暮らし高齢者の方を対象に、緊急通報システム、高齢者配食サービス等があり、高齢者の孤独感の解消並びに安否確認の充実を図ることにより、日常生活を支援しております。

○10番（阿部真一） 予算決算特別委員会でもお願いをしましたが、高齢者福祉課が行っている見守りの制度、これがまず別府市における高齢者の独り暮らし世帯に対する施策でございます。これは30年以上経過をしている制度が多うございまして、実態的な調査をしてくださいということで、予算決算特別委員会の中でお願いしたところでございます。

そうしましたら、この緊急通報システムの件に関してでも思うんですが、実態的にこれが見守りにどれだけ役立っているのか、そういった観点からも、当局はこの高齢者の独り暮らしの方に対して施策を熟知していかないといけないというふうに思いますが、まず、緊急通報システムについて、概算で結構ですが、相談件数、救急車要請等緊急通報件数が何件あったか、御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

令和8年1月末時点での通報件数ですが、相談件数は100件、救急車要請等緊急通報が29件となっております。

○10番（阿部真一） まずこの緊急通報件数の29件が、高齢者の独り暮らしの方の見守りに対して、全ての数値ではないというふうに思いますが、この数値が多い少ない、その中

身というのは高齢者福祉課はどのように考えているのか御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長(甲斐博幸) 全体的には相談件数よりも誤報という件数が非常に多くなっておりますので、この29件に関しましては、これから精査して検討していきたいと考えております。

○10番(阿部真一) この29件については中身の精査をしっかりといただいて、本当に現状の高齢者福祉課が行っている見守りが、独り暮らしの高齢の方の側面的な生活支援の政策になっているのか、一度しっかり精査をしていただきたいと思います。

それと先ほどもございました、高齢者の方で今後の生活環境に資する上で一つ大切なものがあります。人間が生きていく上で水とか電気、ガス、水道、ライフラインが多うございますが、その中で今年の夏も40度近くになる高温の日々が続く予想されておりますし、電気、ガス、ライフラインのコストも上がっていくと推測されるわけですが、高齢者の方にとっても我々の世代でもそうなんですが、もう1人1台、お部屋に1台ぐらい各世帯ではエアコンが設置されているわけでございます。

このエアコンの設置に関して、生活困窮者の方への配慮をした政策を行っている他の自治体がございます。これは基本的には物価高騰、そしてまた地域未来交付金など国の予算を通して行っている政策が多い部分もございます。単費でやっているところはないんですけど、今後エアコンの設置に関しては、メディアでも必ず早めの室温の調整をするようにということで指導することが多うございます。

そうした中で、皆さん御存知ないかとは思いますが、2027年度、消費者庁、経済産業省で、省エネ基準の法改正が行われることになっております。要はエアコンの単価が1.5倍から2倍近くに価格が上がるということで予測をされておまして、民間の小売店では対策を急いで、2026年度のこの夏には、来年エアコンが倍に高くなりますよと。10万円のエアコンであれば、来年は20万円になる、そういった法改正が行われる上で、早めの購入を促す民間の広報がなされております。

これは国の法改正に伴うものですが、生活の中でエアコンの設置、別府は小学校の教室にも体育館にも市長の英断でエアコンを設置したところでございますし、環境を考えた上でこの2027年のエアコン問題というのは、特に生活困窮者の方にとっては大きな負担になると考えております。

そこで、別府市においてもこういった生活困窮者の方への配慮を資した検討、政策の補助を検討されてはいかがと思いますが、御答弁いただけますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕) お答えします。

高齢者に対するエアコン設置につきましては、特に高齢者は熱中症の発症のリスクが高いと言われておまして、昨年の夏のような暑さが続く状況にあってはエアコンが有効であることは認識しております。生活困窮者の方に対しましては、別府市の社会福祉協議会が窓口となりまして、大分県社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付制度がございます。これは低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。エアコン購入のための生活福祉資金の貸付けの御利用につきましては、令和5年度が14件で、うち65歳以上の方は6件、令和6年度が28件で、65歳以上の方は17件、令和7年度では17件で、65歳以上の方は8件となっております。

また、別に注意喚起といたしましては、今年も早い時期にポスターやチラシを配布し、継続して適宜、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

熱中症の対策につきましては全国的な課題でもありますので、今後も国や県など支援の動きを確認しつつ、引き続き他市の状況を注視しながら、総合的に判断してまいりたいと思います。

○10番（阿部真一） これも国の動向の注視というのは非常に大切であると思います。全て単費で支援するということは、受益者負担の観点からも難しい面もございますし、執行部のほうもその辺は協議をしていただきたいと思います。国の動向としては、もしかすると来年以降、有効な補助金の提示があることになるかもしれません。経済産業省等からですね。その部分に関しては、特に高齢者、産業政策課などではやはりこういった国の補助に関するメニューにしっかり注視しながら、まずはこの高齢者の方の独り暮らしの環境を守っていく、それが孤独死の軽減につながっていくというところで行政として政策を進めていただきたいと思います。

先ほど、福祉資金貸付けの件もありました。65歳以上の方でということで令和5年度が6件、令和6年度が17件、令和7年度が8件ということで、ほぼ応募の半数以上の方が65歳以上の高齢者、そして年金の受給の所得が少ない方に対しての貸付けが多いとお聞きをしております。この数字が実生活的に正しい数値なのか、別府の高齢者の独り暮らしの方々を支える絶対数的な政策の人数ではないとは思いますが、市民福祉部長、先ほど調査研究を進めていただけるとの答弁ございましたので、国の動向、そして有効な補助制度がございましたら、積極的に担当課で取り入れていただいて、別府市民の高齢者の方、独り暮らしの方の生活の改善に充てていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。教育行政についてでございます。

この質問は、私も自治会、地域の活動している中で、この時期、年度替わりのときに様々な書類の提示を求められる場面に遭遇します。例えば役員の改正であったり、日頃の事業の決算であるとか、事業報告の内容の書類を手書きで紙で行う部分がございます。その中で今回、公共施設、学校施設、スポーツ施設等ということ、そして減免申請の視点で一般質問として通告をさせていただきました。

恐らく別府市の行政の中では、自治連携課、そして子育て支援課、多くの課でまだ紙ベースでいろいろな申請等の手続きを行っていると思います。今回は教育委員会メインで質疑をしますが、ほかの部、ほかの所管の課でも自分のところにある書類の申請方法を頭に思い浮かべながら、質疑を聞いていただきたいと思います。

まずは、社会教育施設、スポーツ施設等、さらに学校施設等に減免の申請、社会スポーツ団体などが体育館などを利用する場合に、利用料金の減免をするわけでございますが、使用に当たって、使用書と利用料の減免申請を事前にする手続が必要でございます。現時点で公共施設等での減免の申請の手続の手順について御答弁いただけますか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

公民館等を利用する場合は、別府市公民館条例施行規則ほか関係規定に基づき申請、許可という流れになります。利用料の減免申請に関しては、減免を希望する利用者から申請を受け、申請が規則で規定する減免要件に合致するかどうかを教育委員会で審査した上で許可、不許可を決定しております。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） 学校教育施設についてお答えいたします。

学校施設を利用する場合、別府市立学校施設の開放に関する規則の規定により、使用申請書と減免申請書を使用する学校へ直接御提出いただきます。これは学校施設に関しては、学校教育活動や学校運営上、支障がないことを学校長が認めた場合に限り使用が可能となるためです。学校長の具申を添えた当該申請書が、学校から教育政策課へ届けられた後の手続は公民館等と同様でございます。

○次長兼スポーツ推進課長（豊田正順） スポーツ施設についてお答えいたします。

別府市総合体育館や市民球場などの主要なスポーツ施設では、指定管理者制度による利用料金制度であり、市の主催、共催の大会、イベントのみ減免対象となっております。

なお、その手続につきましては、市の手続を準用している指定管理者が多いと認識して

おります。

- 10番（阿部真一） 今、学校関係の教育政策課、そして地区公民館などの社会教育課、アリーナなど指定管理に依頼をしているスポーツ推進課の3課から各減免、事務処理の手順の御答弁をいただきました。

これ全て現状、紙で行っているわけでございます。予算決算特別委員会でもデジタルガバメント推進に要する経費ということで、今年度から大きくかじを切って、市民生活のこういった手続においてもデジタル化を進めていくわけですが、地区の団体でお話ししますと、体育協会などの減免も体育協会の組織が認める地区に存在する地域スポーツ団体、そういった団体に対しては体育協会が減免の申請の印鑑を押して、市に提出するようになっております。これが正直、事務手続上、事務局長、会計さんが地区によっているところないところがあるとは思いますが、1回1回連絡取って印鑑押して、今日ちょっと市役所におるんで3時ぐらいに来てくださいますとか言って来ていただいて印鑑押したりとかしながら手続を今までしております。これ全て各小学校校区で全部そうしているかというのと、恐らくほとんどの体協とかの関連の事務局の方はされていると思います。

その中で、こういった手続というのは、皆さん、仕事をしながら合間を縫ってやるんでなかなか大変な作業でございまして、毎年ずっとやってる環境の中では普通のことなんであんまり不便な作業というふうには思いませんが、地域の中のいろいろな組織、団体も人員不足、そしてイベントの多様化などで、人員がなかなか手配できなくて、簡素化している部分がございます。いい意味ですよ。

こういった役所との手続の中でのDX化、デジタル化というのは早急に進めていただきたいと思いますが、この辺、減免に対しての答弁になります、教育委員会の現状の事務処理の在り方、今後の改善の在り方について御答弁いただけたらありがたいと思いますが。

- 教育部長（矢野義知） お答えいたします。

教育委員会の所管施設での減免の申請書に関しまして、社会教育関係団体や社会体育団体等の下部組織であることの確認のための運営につきましては、必要とせずに申請者の手続の簡素化を図れるよう、できるだけ速やかに改善を行っていきたいと考えております。

- 次長兼スポーツ推進課長（豊田正順） お答えいたします。

減免申請書に下部組織であることを確認するための押印を必要とせず、申請者の手続の簡素化を図れるよう、指定管理者に助言することは可能というふうに考えております。

- 10番（阿部真一） 部長と、スポーツ推進課の課長から御答弁いただきましたが、手続を簡素化していくということでございます。日頃の業務の中で、本来であれば、各課の課長なり課長補佐なりがいただいた書類の中で、まだこういった書類の事務処理を各課でしなければいけないというのはたくさんあると思います。この場で言いますがおこめ券の問題もありました。現場を見せていただきましたが、やはり多くの役所の課の中には、まだ不要とまでは言いませんが、どこまでその書類が必要なのか、どこまでその書類を民間に求めていって提出をして、5年間保管する義務を負うのかというのがなかなか煩雑に存在していると思います。

その中で、今、教育委員会に答弁いただきましたが、庁内全体としてやはりこういったフロントヤード、市民、そして各団体に対しての業務用の書類に対する手続の簡素化を必要とする上で、今後、大切になるのは情報政策課の進めるデジタルガバメントの推進計画であると思います。

その観点から、教育委員会の各施設、そして庁内の部分でも可能であるところのオンライン化、デジタル化の可能性について御答弁いただけますか。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

現在、本市では、行かなくていい市役所の実現を目指し、スマートフォンなどを活用し

た行政手続のオンライン化を進めております。この取組は、本市のデジタルガバメント推進計画に基づき、電子申請の拡充などを通じて、市民の皆様が時間や場所にとらわれずに手続ができる環境を整備するものでございます。

御質問の施設の使用申請や減免申請につきましても、市民の利用性向上の観点から、今後、担当課と協議を重ねながら、実現の可能性を見いだしてまいりたいと考えております。

- 10番（阿部真一） 教育の分野のことで今回は質疑をさせていただきましたが、各庁内にある事務手続の簡素化、フロントヤード改革というのは、今後必須でございますし、それに伴う行政改革の一環であります人員の整理、これというのも今後一般質問等で、教育委員会だけではなく、総務そして建設、福祉全ての課にわたって質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは主権者教育に移らせていただきます。

まず別府市立の小中学校における主権者教育の現状について、どのように実施をしているのか御答弁いただけますか。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

小学校では、社会科での税や政治の仕組みの学習に加え、児童会活動などを通じて、身近な課題を解決する合意形成の基礎を養っております。中学校では、社会科の公民分野で憲法、民主主義、選挙の仕組みといった制度の理解とともに、対立する意見調整のプロセスを重視した学習を展開しております。

また、選挙管理委員会等と連携した出前授業により、模擬投票で公約の比較検討を体験することで、選挙を自分事として捉える実践的な学習にも取り組んでおります。出前授業に参加した子どもたちからは、模擬投票のおかげで実際の投票の流れが分かった。自分の1票で未来が変わるかもしれないので、18歳になったら投票に行きたいなどの感想が寄せられております。

- 10番（阿部真一） 教育委員会としては県との連携、選挙管理委員会との連携ということで取組をしているということで御答弁ございました。この取組に関して、一議員の主観ではございますが、学校現場の教職員に対する配慮と、教育委員会、行政側のこの主権者教育の進め方というところでアクセルとブレーキで難しい部分があるというのも理解はできます。

しかしながら、先日も衆議院の解散選挙がございました。その中で国の政策が決まっていく上で、子どもたちに主権者教育など政治、また選挙に対する周知をするというのが大変大切な時期でもありますし、これだけSNSが発展していれば、選挙の投票以外のファクターでも、政治に対しての注目は高うございます。投票に行くか行かないかは別としてですよ。その中で、教育委員会は今後、主権者教育に対して、もっと前向きにいろんな面で取組を進めていただきたい。その部分でも、一議員ですから議会としても連携をしながらしていく部分というのがこれから先必要になるのではないかなというふうに考えております。

こういった市教委は、次世代を担う子どもたちへの主権者教育の拡充の位置づけ、そしてどのような方針で推進していくのか。また、この主権者教育の充実を図る上で、今後ちょっとこれ個人的な質問にはなりますが、市議会と特に教育委員会の教育現場との友好的な連携の取組も、少し頭の中で想像していただきたいと思いますと思いますが、市教委の現段階での見解をお答えください。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

主権者教育は単に選挙の仕組みを学ぶだけでなく、社会の構成員として自ら課題解決に参画する力を育む重要な教育活動でございます。議会との連携により、児童生徒が議員と直接対話する機会を設けることができれば政治を身近に感じる貴重な経験となり、主権者

としての意識を育む大きな力になると考えております。

今後は選挙管理委員会や議会、さらには地域社会と連携を深め、児童生徒が自分たちの力で社会は変えられると実感できる実践的、体験的な主権者教育を推進してまいります。

- 10番（阿部真一） そういった声が議会からあった場合は、ぜひ教育委員会も前向きにこの主権者教育の重要性を捉え、柔軟に対応していただければありがたいと思います。

それでは、主権者教育の学校現場での取組をお聞きしまして、このまま選挙管理委員会にお聞きをしたいと思います。

この項の質問に関しては、過去3年間で3回の大きな国政選挙が行われておりまして、先ほど言いましたように、ここ数年SNSを使った選挙の広報、そして政治に対する関連の動画等が多く拡散されている。いい面もあり、悪い面もあるということで理解をさせていただきたいと思います。

まず、各選挙において、期日前の投票率が高まっているとお聞きしています。期日前の1週間、あるときは、市役所の前の駐車場が満タンで回遊するのなかなかできなくてということで、駐車場の確保等も総務課には選挙の時期には対応していただきたいと思いますのですが、なかなか駐車場にとめられず、投票に行かずにとちょっと回って帰ったという方もお聞きしておりますが、この投票率の推移について、選挙管理委員会から御答弁いただけますか。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

令和6年の衆議院選では、期日前投票は25.65%、当日の投票が27.97%、昨年、令和7年の参院選では、期日前投票が30.99%、当日投票が27.61%、先月、令和8年の衆院選では、期日前投票は31.97%、当日投票が24.80%でございました。

- 10番（阿部真一） 投票率の推移から見ても、半分以上の方が期日前投票で行かれているということで御答弁いただきました。この期日前投票の環境について少しお聞きをしたいと思います。

投票所、別府市であれば市役所の1階、トキハなどで期日前ができる環境の整備というのを別府の選挙委員会は進めていっておられます。その中で、特に高齢者の方、障がいがある方に対する投票行動の支援について、自分の意思で投票の会場まで来て、投票用紙を受け取って、投票用紙に記載をして、投票箱に入れるまでの動作ができなかったことに対して、多くはございませんが、意見をいただきました。投票所に足を運んでいるということは、投票の意思が本人は100%あると。ただ投票箱に入れる動作が障がいがあり思わしくなく投票ができなかったという案件を直接お聞きをしております。

こういった場合に各期日前の投票会場におきましては、そういった方への配慮、対応はどのように行っているのか。また、投票箱に入れることが奇しくもできなかった方々の投票行動に関しては、どのような対応になるのか御答弁いただけますか。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

投票においでになった方が、安心して安全に投票できますよう従事者を配置し、従事者には特に御本人の意思を尊重する案内を心がけるよう徹底しております。

また、投票用紙の記入が困難な方には、代理投票の手続を御案内しております。御本人の意思で投票を取りやめる事例も稀にございますが、その際は、投票用紙を返却する手続を行っております。

- 10番（阿部真一） 行政当局としては、今、選管から御答弁いただいた範囲の答弁になるかと思います。ただ私が言いたいのは、本人の意思で投票を取りやめるというのは、投票会場に行って、投票用紙を受け取った段階では、ほばないというふうに個人的には思います。投票会場に行かなくて投票の意思がないのであれば、まだ理解はできるのですが、投票会場まで行って投票用紙を受け取って、投票の意思が本人にないというのは、投票がで

きなかったため、投票をする意思がないという本人の意思という確認になったというのが事例として頭の中で想像できるわけであります。そういった投票困難者への配慮というのは、総務省からも指示がっておりますし、バリアフリーの促進など、そういった部分で選挙管理委員会は期日前の投票所に関しても対応していただいておりますが、投票が困難な方に対してのバリアフリーの対応は、大概、体育館の入口というのはバリアフリーになっているので分かるんですけど、帰りの動線として階段があったりして、なかなか危ない場面があるとお聞きしております。この投票所、各学校の体育館、公民館等の施設等のバリアフリーの対策に対しては、どのような観点で取り組んでいるのか、御答弁いただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

2月の衆議院選挙では、51か所中37か所のバリアと呼ばれるものがございました。これらの投票所では、仮設のスロープ設置や人的介助による対応を行っております。

○10番（阿部真一） バリアフリーで対応しているということで51か所中37か所、またスロープと人力的介助による対応を行っていただけたということでございます。先日の3月1日、宮崎県の新富町というところで、町議会選挙でございましたが、初めてタブレットを使った電子投票の記事が全国のメディア、新聞各社で報道されております。このタブレット投票についてちょっと質疑をさせていただきたいと思いますが、まず、この電子投票をめぐる過去の日本全部の流れとしては、2003年7月に可児市の市議選で、行われたわけでございます、最初にですね。そこで投票の電子的なトラブルがあって、有権者が投票できずに帰宅してしまう事案があったり、最高裁のほうで可児市議会選の無効が確定した背景などがあって、なかなかこの選挙管理委員会、行政も含めて、タブレット電子投票による簡素化というのは進めていけなかった実情がございます。

それが、2024年の12月、大阪府の四條畷市の市長選挙、市議会議員選挙、そして2026年3月の宮崎県の新富町では、町長選、町議選の選挙がこのタブレットを使った電子投票により行われております。この点、選挙管理委員会も御存知と思いますが、先ほど言った障がいがある方への配慮、そして別府の市民体育館等で集計作業を僕も何度も見に行きましたが、職員さんが二、三百人の体制で集計を手作業で行っている現状があり、8時に投票箱が閉まって、会場に箱が9時ぐらいにどんどん集まってきて、選管の集計開始というのが10時半ぐらいから始まって、それから票を読んで、大体11時、12時近く、多くの人員と長い時間を経て投票の確定になるわけですが、これを軽減するためのタブレットでの電子投票が実際行われました。選挙管理委員会はこの他都市の投票に関しての効果についてはどのように考察されているのか。現時点でも構いませんので御答弁いただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

投票用紙の記入が困難な方に対しての手續においては、代理投票という方法で対応しております。

タブレットを用いました電子投票は、投票が困難な方に対する支援としまして、有用な方法の一つであると考えております。

先進自治体の導入事例を検証いたしまして、他自治体の状況等も情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） タブレットの状況というのは、市町村主導でやっていくという国の選挙ではまだ導入することには法的にはできないということで、県議会選、市町村議会選、首長選に関してはタブレットの手法を取って大丈夫という総務省の流れがございます。これまだ補助金等もあり拡充はされていない状況でありまして、市の負担、単費での支出が多い部分もあるとは思いますが、人員の確保が難しいというのもお聞きをしますし、こ

の作業に関しての簡素化、投票からの流れで1時間半程度で投票の集計が終わったということで、まだこの考察結果というのは出ておりませんが、かなりの率で投票の改善に向かったという記事を目にしました。

やはり課題は、今後、選管として国の動向、他都市の動向も見ていただきたいと思います。ぜひ調査研究をスピーディーに進めていただきたいと思います。

最後に、先ほどの教育委員会にお聞きをいたしました。投票率の向上というのは我々議員も恐らく市長も多くの方に投票所に行っていただいて投票してもらう。その投票率が上がることが全ての民意の反映である。このことが、議場の中での政策論にしても協議にしても一番の根幹であると思いますし、私個人としてもこの投票率の向上に関しては、底上げを少しでもしていただきたいし、しなければいけないという自負を持っております。

その中で教育委員会の答弁をもらいましたが、今後、選挙管理委員会もこの選挙啓発に関する活動、特に高校、大学、識者等の民間の団体を通して近い将来、有権者になり得る生徒、学生に対して、こういった社会の仕組みや選挙を知る上で大切なことであると思いますが、中学校に向けても基礎的な制度を理解する効果が期待もできますので、今後のこの主権者教育、出前授業の取組について、教育委員会はどのようにお考えいただいているのか、御答弁いただけますか。

○議長（小野正明） 教育委員会ですか。

○10番（阿部真一） 教育委員会です。

○議長（小野正明） 選挙管理委員会ではなくて、教育委員会。

○10番（阿部真一） ごめん。選挙管理委員会です。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

大学等との連携によります選挙啓発の活性化、こちらに取り組みまして、若者の政治に対する関心や、政治への参加意欲の向上につなげてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） 出前授業、そして主権者教育に関しての携わり方というのは、議員個人としても課題があると思いますし、議会としても行政と一丸となって、今の政治状況、投票状況を若い方々に伝えていって、投票率を向上させるのも責務だと考えておりますので、もし議会からもそういう要請、要望があれば、選挙管理委員会も教育委員会同様、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野正明） 休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○13番（森 大輔） 森大輔です。まず、経済が力強く成長する新たな別府の未来という質問通告をしました。なぜなら、私たちを取り巻く社会経済情勢は、日銀の想定を上回る物価高騰、歯止めのかからない人口減少、深刻な人手不足そして、アメリカ、イスラエル、イランによる武力衝突の長期化、原油価格の上昇などの新たなリスクも踏まえて大変難しい構造的課題に直面しています。こうした中でも別府市の持つ力を最大限活用して、物価高を上回る市民所得の実現や、別府市の産業力の強化、そして地域経済を支える中小零細事業者の生産性の向上を促進して、経済が力強く成長する取組が不可欠だと考えているからです。

まず、物価高を上回る市民所得の実現の質問についてから始めたいと思いますが、質問の順番を変えて、その後、デジタル地域通貨の導入について質問したいと思いますので、議長、よろしくお願いします。

○議長（小野正明） はい、どうぞ。

○13番（森 大輔） 私たちの実質の手取りは、2021年度以降マイナスで推移していることが厚生労働省の勤労統計指数によって示されています。実質の手取りが減る要因については、賃上げを上回る物価高騰です。これがまさに昨今の物価高の問題点、消費や需要の拡大といったプラスの要因が先行して起こる物価上昇ではなくて、原油や価格の高騰、そして円安など生産コストの上昇といったマイナスの要因が先行して起きている昨今の物価高においては、多くの中小零細事業者は生産コストの上昇分を価格に十分転嫁できず、倒産や店じまいが増加する傾向にあるのではないかと懸念しています。だから、物価高を上回る市民所得を社会全体で実現するのは国の課題、そして別府市で実現するのは別府市の課題として対策をしなければならないと、その考え方を別府市とも交わしてきました。

では、どのようにして物価高を上回る市民所得を実現するのか、私は3つの観点から対策を講じることが大切であると提案してきました。

1つ目は、消費の拡大、2つ目は、産業の競争力の強化、そして3つ目は、生産性の向上。そこでまず、消費の拡大ですが、別府市は今後、長期的構造的に市内消費の拡大に向けた取組をどのように講じていきますか。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

第1期、第2期総合戦略の推進により、個人の課税総所得金額は増加を続け、減少傾向にあった法人市民税も取組開始前から法人数が約600増加したことで、令和6年度決算から増加に転じ、来年度も増加が見込まれます。さらに商業地の地価も上昇を続けており、ツーリズムバレー構想をはじめとした起業創業支援や、様々な観光施策が着実に成果を上げているものと認識しております。

第3期総合戦略においては、この上昇基調をさらに加速させるため、本市の将来の礎となる新湯治・ウェルネスを軸として、別府観光に高付加価値を与えて地域の魅力を高め、地域経済の活性化や雇用機会の拡大といった効果が市全体へ波及し、市民所得の向上と消費拡大が連動する好循環を構築してまいりたいと考えております。

○13番（森 大輔） ウェルネスの効果については、別府市の産業の競争力強化のところで質問しますので、まず、デジタル地域通貨についてから議論をしていきたいと思います。

私は、これまで市内消費の拡大に向けた取組として、市内でお金が循環する地域経済の循環の促進、そしてデジタル地域通貨の導入について提案をしてきました。その理由は、市内でより多くのお金が回る仕組みを強化して、地域経済を活性化して、市民所得の向上につなげたいからです。これまでの議会で議論してきたように、別府市の地域経済循環率は、県内の14市の平均値より低いことが別府市の課題の一つです。地域経済循環率は、市内で生み出された所得がどれだけ市内で消費され、再び市民の所得として循環しているかを示す数字ですが、100%になるほど市内でお金がうまく回っていることを示し、逆に100%より低いほど外へお金が流出していることを示しています。

具体的に言えば、2022年の別府市の地域経済循環率は約78.8%ですので、稼いだお金の約21%が市外へ流出していることを示しています。別府市の市内総生産額が約3,600億円なので、その21%に当たる約800億円ものお金が市外へ出ていることになります。

別府市の1人当たりの市民所得は、県内他市に比べて相対的に低いとしてきましたが、その要因の一つが、市内で稼いだお金が外へ多く流出する分、市内事業者の売上げや市民所得の向上に十分還元されてこなかった部分があるのではないかと思います。そこで、デジタル地域通貨などを通して、市内でお金を回す取組をして、別府市の地域経済循環率を少なくとも県内の14市の平均値84.6%まで上げることができれば、今より約200億円のお金が市内で循環することになります。

別府市は、新年度からデジタル地域通貨の導入を計画しています。これは別府市ができ

る取組の一つですが、別府市ができる取組の特典づくりとして、この計画によっては多くの地域で地域の担い手不足などの地域課題に直面している中で、様々な地域活動などの参加に対し、市内店舗で使えるポイントを付与して、地域活動の促進や市内での消費の拡大につなげていく取組だと考えています。

その仕組みは、これから別府市がつくる市民アプリを活用して行うわけですが、そこで別府市が考えるデジタル地域通貨の制度設計についてどのように考えているのか、具体的に言えば、市民の地域活動などへの参加に応じたポイント付与だけを考えているのか、それともそれだけではなくて、市民や観光客の買物など消費活動にもポイントを付与して市内の消費喚起につなげていく展開も考えているのか、いかがですか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

本事業については、スーパーアプリの機能の一部としての既存のキャッシュレス決済の仕組みを活用したデジタル地域ポイントの導入を予定しています。地域ポイントの目的は、防災訓練、清掃活動といった地域活動等の認知による市民参加型の持続可能なまちづくりを促進し、地域経済の活性化や地域コミュニティの強化等を図るもので、ポイントというインセンティブを提供することで、ポイント獲得を目的とした行動変容を促します。また、付与されたポイントは、市内の店舗のみでしか使用することができない制度設計としていますので、ポイント付与によって消費活動が促進されることにより、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

○13番（森 大輔） 将来的には市民や観光客が市内で物やサービスを消費することで得られる還元づくり、これをさらに進めていただきたいと考えています。取りあえず、今は地域活動への参加に応じたポイント付与から始めるということですので、それはそれで進めていただければいいと思います。が、それで終わってはもったいないと私は思っています。これからはデジタル地域通貨を通して市内の消費活動の拡大につなげたい、そういった認識は別府市と一定の共有はできていると思いますが、あとはそれをどのような制度設計で実現するのか、これが問われているのだと思います。

私は時間をかけてでも自治会連合会や地元の金融事業者、商工会議所、旅館・ホテル組合、J A、そして観光協会などと相談、連携して、世代を超えて全ての市民、そして観光客が使いやすく、そして地域活動や経済活動の活性化につながるデジタル地域通貨に進化していただけるように制度設計していただきたいと、そのように提案をしたいと思います。

今後のデジタル地域通貨の在り方について課題になるのは幾つかありますが、特に先輩世代へのデジタル支援については、総力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。このままではデジタルを活用できる人は便利かもしれませんが、活用できない人は恩恵を受けない、そういった事態にもなります。そうならないようにしていかななくてはならないと強く考えています。

では、デジタル地域通貨を通して、別府の経済が成長する将来の構想の一つを提案したいと思います。例えば、岐阜県の飛騨市、高山市、そして白川村がしているデジタル地域通貨さるぼこコインは、地元の金融事業者が主体となって行政が行う様々な施策と連携して、特定の地域でお金がしっかり回ることを意識した独自の地域通貨の制度設計を行った事例があります。ここのデジタル地域通貨で参考となると考える点は、地元の金融事業者と行政が資金を含めて連携しているというその点と、もう一つは、一つの市の枠を超えて違う自治体同士が広域連携して、一つの経済圏をつくる構想をしているところです。市の枠を超えた広域連携の取組はこれまでもありました。が、今後はより重要になると考えています。

実際、私も市内のあるホテルの専務をされていた観光産業に大変見識が深い方から御意見を伺って、議会で別府と湯布院の広域観光の連携の必要性について提案したことがあり

ます。そういった広域観光連携の観点から、デジタル地域通貨の将来的な展開を考えれば、例えば別府と湯布院の両方のまちで使えるデジタル地域通貨を設計して、両方の市を行き来する市民観光客の消費活動を促進して、別府と湯布院を一つの経済圏としてつくれば、2つのまちで循環するお金の量がもっと増えて、互いの観光消費額の増加、経済の活性化などにつながるのではないかと、将来的な広域観光、広域連携の在り方を提案したいと思いますが、市長、どのように考えますか。

○市長（長野恭紘） お答えしたいと思います。

今、議員から御指摘いただいたのは、広域的なまさにこれがポイントだというふうにずっと観光においても行政運営においても、広域的な観光にしても全てにおいて重要だというふうに言っていました。特に、今御指摘いただいた由布市とは観光による連携協定を結びましたので、これからこの両市が観光における中心になるかと思えますけれども、こういったデジタル地域通貨となるか、まずはデジタルポイントということになるかと思えますけれども、そういう協定への中身の一つとして、こういったことを話し合うということは非常に有効だというふうに思っておりますので、今後、両市間においてしっかり議論したいと思えます。

ただ、やはり行政機構が違ふとこっちはいいんだけど、一方が悪いとこれはなかなか実を結ばないということがありますので、我々は首長同士とか行政同士でしっかりと提案をしていきたいと思えますが、ぜひ議会同士でもこういう提案をし合うというようなこともやっていただけると、より実効性を生むんじゃないかなというふうに思っておりますので、このことについてはお願いをして、我々もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思えます。

○13番（森 大輔） 私たちの共通認識として、人口減少や人手不足に伴い、今後はそれぞれの自治体が広域で連携して成長していける経済を構想していくことが問われているのではないかと思います。そういう意味で、自治体同士の広域連携の取組は、経済活動だけでなく、様々な分野で重要な考え方になると想定しています。引き続き、様々なレベルでの政策について別府市と認識を深めていきたい、そのように伝えて、次の別府市の担う第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業力と生産性の向上、これについて質問していきたいと思えます。

ここまでは市内経済の消費を拡大するという観点から、足早にはなりましたがデジタル地域通貨の在り方について議論してきました。ここからは、別府市を担う産業の競争力の強化について議論したいと思います。そして、今回は特にウェルネスの拠点施設の設置に着目し、その効果と課題について議論します。これまでの議論からウェルネスの拠点施設をつくるその目的、それは別府観光の高付加価値な物やサービスを生み出す力を上げて、観光消費額の増加、市民所得の底上げ、税収の増加、そして、市民の健康増進、福祉の向上などに資することが求められています。

先般の説明によれば、別府市が計画しているウェルネス拠点施設の設置及び管理、運営に係る概算事業費は、現時点で約103億円だと示されました。ただ、昨今のガソリンなど生産コストの上昇が心配されていますので、恐らくこの金額についてはさらに上がることも想定されていると思えます。

加えて、ウェルネス拠点施設設置に関わる公共インフラ、例えば道路、上下水道、そして温泉給湯設備など、そういった整備に係る事業費、これについては令和7年、8年度において道路整備に約3億円が計上されました。今後、さらに整備が必要な道路、上下水道、温泉給湯の整備などが想定されます。これについては、朝の議会で答弁がありました。要するに、設備投資に係る総事業費は約103億円と、道路、上下水道、温泉供給の公共インフラの整備に係る事業を合わせた総額がウェルネス拠点設置に係る総事業費ということに

なります。なので、別府市としては恐らく百数十億円の公共投資を行うことになるのではないかと推測します。

そこで、このことを踏まえてウェルネス施設の設置効果について質問していきたいと思います。

率直に言えば、これから百数十億円の公共投資の呼び水をして、どれぐらいの民間投資を別府市に呼び込むことができるのか、どれぐらいの年間利用者が見込めるのか、どれぐらいの観光消費額の増加や市民所得の向上につなげていけるのかを示して取り組んでいくことが求められていると思いますが、この数値目標、見通しなど、具体的に別府市、どのように考えていますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

現段階では、基本計画等に想定されている期間や経費などを示しておりますが、その経費等については国内の温浴施設等をベースに考えられている最低限度の数値で試算しております。しかし、この最低限度の数値による試算から入場者数が上振れした場合や、観光客等が利用する温浴体験エリアの料金が計画を上回る提案、民間提案施設で得られる果実なる地代、固定資産税、法人市民税等の合計額が市の負担額を上回ることになれば、市による負担はなくなる、もしくはプラスの計算にもなり得ます。

仮に温浴体験エリアの利用料金をヨーロッパの平均的な温浴施設料金 8,000 円程度とした場合、この負担はほぼなくなる計算となりますし、入場者数が計画よりも 5 万人増えた場合は、計画期間で約 76 億円程度のプラスになると計算されます。

以上のことから、利用による市民の健康のための施設やラボ機能に係る部分の費用は幾分生じるかもしれませんが、その費用を上回る利益や市民の健康を生む施設をつくるために、今後行う民間事業者選定のための準備、その後の検討をしっかりと行い、基本計画を上回る成果、結果が出るよう、今後の協議や交渉等を行っていきたいと考えております。

○13 番（森 大輔） 私が聞いたかったのは、例えば経済効果について考えたとき、どれぐらいの利用者が見込めるのか、これを考えていけば、必然的にこの事業の収益、経済効果について試算していけると思います。この事業の収益性については、サウンディング調査に参加した民間事業者から様々な御意見があったと思います。ただ、別府市がこの事業を行う意義は、一言で言えば、観光で稼いで市民福祉の充実に回すためです。そのためには、民間事業者にたくさん稼いでいただき、別府市により多くの税を納めていただく必要があります。

一方で、この事業の難しいところ、それは単に収益的な事業だけを追求すればいいのではなくて、市民に対する還元、公益的な事業も同時に求められているところです。例えば、市民エリアで計画される市民の方々の健康増進や健康づくりの利用促進をどのように図るのか。これについては、私は市民価格は安く、市民でない観光客の価格は高く区別すべきだと当然考えています。ただし、このような取組を行えば、その分、収益的な事業は制限されます。収益的な事業が制限されれば、その分、観光消費などの経済効果、市に入る税収、そして市民福祉への財源も減ることになるのではないかと考えます。なので、別府市はこの事業を通して、収益的な事業を確保しつつ、どこまで公益的な事業、市民への還元、市民福祉の向上などを図ることができるのか、ここが問われているのではないかと思います。別府市として、どのように収益事業と公益事業の両方を実現していける見通しを立てていますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

市民福祉の充実につきましては、研究・実践拠点施設の整備、運営により投資が見込まれ、さらに新湯治・ウェルネスの産業化により別府の高付加価値化を実現し、住民の所得や市の税収が増え、市民福祉に回せるといった好循環を具体化できることで市民への還元

が実現できるというふうに考えております。

○13 番（森 大輔） では、市内事業者の観点から質問します。

市内の関係団体には、できる限りウェルネス拠点施設の設置事業やウェルネス産業に参画していただくことが期待されていると思います。一方で、これまでもそうですが、大型公共事業に市外の大手事業者が参入し、既存の事業者や地元事業者と競合するのではないかと心配する御意見も聞きます。どのような根拠に基づいて、この施設は既存事業者や地元事業者と競合せず共存し、地域経済の活性化につながると別府市は見通しているのか、いかがですか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

初めに競合についてですが、競合についてはほぼないのではないかとというふうに考えております。それは研究・実践拠点施設の民間提案施設や温浴体験エリアなどにおいて高付加価値を設定し、ある程度のラグジュアリー層をターゲットとして想定しています。これは別府観光が高付加価値化を目指す上で非常に重要なことだと考えています。この施設内では、現在の別府にない施設、機能をつくり、これまで来られていない客層に高付加価値なサービスを提供し、単価を上げることを想定しておりますので、既存の事業者との競合はほぼないのではないかと考えているところであり、この拠点施設を中心にして、市内でも様々な施設で付加価値を上げたサービスが提供され、浸透することで、食事や各種サービス単価が上がるようになれば、市内の事業者も潤うことになりますし、観光客の滞在期間も延び、地域経済との共存ができ、活性化につながっていくものと考えております。

○13 番（森 大輔） では、ウェルネス拠点施設などに係る課題について質問します。

今のところ課題については、大きく2つではないかと考えています。別府市の行財政運営への影響と温泉資源への影響です。「歴史は繰り返さないが韻を踏む」という言葉があります。ウェルネスの拠点施設も以前あったテルマスが直面した温泉の問題、維持、運営の問題を繰り返すのではないかと疑問に抱く市民の方々も少なくないと思います。別府市がテルマス事業で直面した問題が大きな赤字の運営と温泉の供給問題でした。ウェルネス拠点施設は、このテルマスが直面した問題を繰り返さないためにどのように取り組んでいくのか、別府市の見解はいかがですか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

研究・実践拠点施設における健康温浴エリアがテルマスと大きく違う点は、最初から民間等と一緒に設置、運営を行っていくというところです。当初から民間研究機関等と組んで、利用者の健康状態をデータ化し、蓄積、見える化による健康効果などが得られる仕組みを想定していますし、どの程度の費用がかかるかなど、物差し、基準を突き詰めて組み上げていく想定もしておりますので、以前のテルマスの状態とは違うものになっているものと考えております。

○13 番（森 大輔） 問題は、これから事業計画されている約30年間、利用者数を持続的に確保していけるのか、そこにあるのではないかと思います。観光産業は競争であり、また人の関心は新しいものや事に移ります。そう思う根拠の一つは、あるホテル経営者は10年を目途に施設を改修します。そうしないと、持続的な利用者を見込めないと断言していました。健康ウェルネスという価値は不変かもしれませんが、施設の改修コストが常に求められているのではないかと思います。

また、温泉の確保については、まず、新規掘削はしない。既存の温泉を利用するという前提で取り組んでいると思います。先週の予算審議において、必要な湯量の確保についてはおおむねめどが立ったと答弁がありました。これが意味するところは、計画書の中にあった2,200立方メートルの浴槽を満たす既存の湯量の確保が立ったと理解します。ちなみに、一般的な25メートルプールが約390立方メートルであるとする、25メートルプールの

数倍の大きさの湯量が必要になります。別府市で一番大きいと思われるホテルの浴槽の施設でも数百立方メートルではないかと思しますので、2,200立方メートルの温浴施設ができれば、別府市内でも一番大きな露天風呂になることが想定されます。

問題は、やはり安定した温泉の供給ができるかだと思います。私は専門家ではありませんので詳しくありません。が、泉源を管理している方々が、毎日どれぐらい御苦労されているか知っています。その方はいつも毎日が地獄、温泉は生き物、毎日違う。泉質にもよると思いますが、スケールがたまりやすい泉質や維持管理が難しい泉質などあると思います。これから30年、安定した温泉を確保できるのか、この点については別府市はさらなる説明が求められていると思います。

では、別府市の財政規律の観点と経常収支比率の観点から質問します。

まず、財政規律、これについては百数十億円規模の公共事業を行うと、市の財政規律に将来大きな影響があるのではないかと不安を考える市民の方々も多いのではないかと思います。例えば地方自治体の財政健全性は、国の定めた健全化判断比率の基準に基づいて財政破綻リスクが把握されています。その主な指標は、実質公債費比率、実質赤字比率、そして将来負担比率などです。この基準に基づいて、別府市の実質公債費比率を見ると約4%前後で推移しており、県内他市の平均約6%や国の早期健全化基準、約16から18%も下回っています。また、実質赤字比率、将来負担比率についても大丈夫そうです。そして、一定の基金もあります。このような観点から財政規律は維持できると、そのような見通しを別府市は立てているのではないかと考えています。

一方で、これからウェルネスの拠点施設に関わる公共インフラの整備などに伴い、基金も活用するとは思いますが、借金も増えてくることが想定されます。今後、別府市の財政規律を健全に保つためには、実質公債費比率を実際何%ぐらいまで維持するべきだと別府市は考えていますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

実質公債費比率は、令和6年度決算で4.0%と良好な状態を維持しておりまして、県内14市と比べても低い状況でございまして、インフラ整備等に加わる地方債償還金に加わったとしても、実質公債費比率を計算する標準財政規模約277億円に占める割合は、極めて小さいものとなります。したがって、実質公債費比率の目標設定等にかかわらず、財政運営に影響を及ぼすものとは考えておりません。

○13番（森 大輔） 次に、経常収支比率の観点から質問したいと思います。

別府市の経常収支比率は現在97%から98%に上り、既に支出が税収の範囲ぎりぎりの厳しい状況であることは共通の認識だと思います。ウェルネス拠点施設設置によって、今後約30年間は、年間約4億から5億円前後ぐらいかなと思いますが、経常的支出が増えるのではないかと私は試算しますが、支出が増えればその分、経常収支比率は当然悪くなります。悪くならないようにするためには、端的に言えば、素人的に考えれば、ほかの支出を削るか、税収を増やすしかありません。これまでの議論を聞くと、今後のウェルネス事業によって経常的な支出が約3億から4億増えても、税収なども増えることを想定して支出は賄える、だから、経常収支比率は悪くならない、こういう理屈で別府市は考えているのではないかと思います。そのためには、これから約4億から5億の新たな税収を確保していかななくてはなりませんが、どのような積算根拠に基づいて、この新たな4億から5億の税収を見込めると考えていますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

拠点施設でございまして、使用料収入等によりまして、採算性のある施設として純コストは発生しないものと見込んでおります。このためインフラ整備を加えましても、財政運営に影響を及ぼす負担が生じるものとは現時点では考えておりません。

○13 番（森 大輔） 今回のウェルネスの拠点施設設置の効果と課題の議論を通して思うことは、これまでの行財政運営とこれからの行財政運営の考え方は違うと、そのように考えています。これまではデフレ時代の行財政運営、これからはインフレ時代の行財政運営、そういう観点で考えれば、これまでは増えない税収の範囲でどのように多様な市民ニーズや増加する社会保障費などに応えていくのかを考える時代でした。これからは財政規律に見合った範囲で税収を増やす、投資を行いながらその投資額を上回る効果や成果が生まれる構想を考えていかななくてはならない。ある意味、さらに難しく複雑な時代になったと考えています。

そうしなければならない理由は、別府市が抱える様々な課題、例えば若者世代の人口の流出、相対的に低いといわれる市民所得、産業の生産力、観光消費額、そして健康寿命などを向上させるために新たな投資をして、状況を改善していかななくてはならない、そういうことだと思います。ここまでは、別府市と認識を深めてきた観点だと思います。

一方で、その新たな投資がウェルネスというのであれば、別府市には引き続き投資額を上回る成果と効果について構想をさらに高めていただかなくてはならないと強く要望しておきます。まだ議論は尽くされていませんし、具体的な数字が出ていませんので、今後その具体的な数字に基づいて議論を深めていきたいと、そのように考えています。

そのような観点から、私は、今後も別府市が力強く成長する新たな未来に向けて、客観的な視点で、大きい視点で政治に取り組んでいきたいと、そのように伝えて、次の別府市を担う全ての人々が「豊かに・健やかに・幸せ」に暮らせる新たな別府の未来について質問していきたいと思います。

別府市が取り組まなくてはならない最大の行政課題は、人口減少や人口の流出、そして子どもの出生率の低迷に歯止めをかけることです。逆に言えば、人口減少や人口の流出、そして子どもの出生率の低迷になかなか歯止めがかからないのが現実です。昨年の議会では、特に 20 代から 30 代の人口の流出に歯止めをかけるにはどのようにしたらいいかの考え方について議論をしました。大学を卒業した方々が別府市から他市に出ていく主な要因は、率直に言えば、若い世代が優先をする稼げる仕事、安定した給与など、そういったことが限られている地域経済の基盤が弱いことだと思います。なので、現役世代が安心して働ける新たな産業の創出、起業創業支援、そして企業誘致など、新たな民間投資を呼び込む政策について議論をしてきました。

また、同時に別府で暮らしやすい、子育てしやすい社会環境整備として、別府市は市民アプリの設置を計画していると思います。この市民アプリの設置で私たちの生活はどのように変わるのか。具体的に言えば、今後、市民アプリの活用を通して、どのように現役世代から別府で暮らしたい、働きたい、子育てしたいと選ばれる新たな別府の創生につなげていくのか、別府市の考え、いかがですか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

スーパーアプリを活用して、目指すものは大きく分けて 2 つあります。現役世代のゆとりづくり、別府のファンの拡大でございます。

まず 1 つ目は、仕事や子育てで毎日忙しい現役世代に時間と心のゆとりをお返しするものです。アプリを通して手続を行えば、これまで市役所の窓口で待っていた時間や、あちらこちらに散乱する情報を探し回っていた時間がなくなります。子育てに関する大切なお知らせも、自分から探さなくてもお手元に届くようになります。この浮いた時間をお子さまと過ごす時間や仕事に充ていただくことで、別府での暮らしがぐっと快適になります。これはお金では買えない価値となります。

2 つ目は、地域で暮らす楽しさと経済の循環です。地域のボランティアに参加すると、アプリに市のポイントがたまります。それを地域通貨として近所のお店で使っていただく。

市民が元気に活動すればするほど、地元のお店も潤うという温かい好循環が生まれます。

そして、3つ目が、観光都市別府ならではの最大の強みである観光客とのつながりの創出です。別府に遊びに来られた観光客の方にも、このアプリを使っていただきます。そうしますと、旅が終わって自宅に帰られた後も、別府の魅力的なイベント情報など、直接お届けすることができるようになります。一度の旅行で終わらず、御自宅に帰ってからずっと別府を応援してくれる別府ファンになっていただく。何度も足を運んでもらい、行く行くは別府に住んでみたいという移住や定住につなげていきたいという強力な架け橋になると思っています。

市民の毎日の暮らしを便利で楽しいものに引き上げながら、観光客を将来の市民へと育てていく、この両輪を回すことで、働き、暮らし、子育てするなら別府がいいと選んでいただける新しいまちづくりを進めてまいります。

- 13番（森 大輔） 今後の利用状況などを含めて進捗について注視していきたいと思いますが、一方で先輩世代の方々に、いつまでも健やかに豊かに別府で暮らしていただくために、このデジタル技術を活用した便利な生活を届けていく、その取組をしていかななくてはならないと思いますが、デジタル化に抵抗感がある方も大変多いのではないかと思います。先輩世代へのデジタル支援を具体的にどのように取り組んでいくのか、これについて別府市はどのように考えますか。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

スーパーアプリの導入に当たり、本市は誰一人取り残さない、人に優しいデジタルの実現を目指します。そのための具体的な情報格差対策として、先輩世代の皆様へのサポート体制を大幅に強化いたします。デジタルの便利さを楽しく実感していただくため、現在、年間約500名を対象としているスマホ教室などを2倍の年間1,000人規模へと一気に拡充いたします。さらに、教室を開いてお待ちするだけでなく、市のほうから皆様の身近な地区公民館などへ出向く出張型の講習会を精力的に開催いたします。多くの方がお友達と一緒により気軽に受講していただける工夫を凝らしながら伴走支援してまいります。

- 13番（森 大輔） デジタル化を通して様々な事業の効率化、合理化を進めて、社会全体の生産性を向上させる方針については、人口が減少する中、ある意味仕方ないことだと理解はします。しかし一方で、何でもデジタル化にすればいいとは思えないところもあります。例えば今回のべっぷしあわせエール券、このデジタル商品券の進捗状況を見ると、まだデジタル化に多くの皆様が抵抗感があることも否めない事実ではないかと思います。今後のデジタル化の推進においては、自治会、先輩の皆様のお意見もしっかり参考にされて、今ある市民サービスも残しながら丁寧に慎重に進めていただきたいと、そのように要望します。

また、先輩世代の移動支援について質問したいと思いますが、移動支援の充実を必要とする地域においては、これから地域の自治会などと連携したボランティア輸送の活用が必要であると市長とも認識を共有してきた経緯があります。これまでは公共機関の路線がない地域の移動支援について取り組まれてきたと思います。これからは公共機関の路線があっても本数が少ないとか、傾斜地が多いとか、バス停までの距離があるとか、そういった地理的に不便だと思われる、そういった地域の移動支援の充実に向けて、より地域事情に寄り添った移動支援の展開が求められているのではないかと思います。今後、地域におけるボランティア輸送を具体的にどのような地域で進めていくのか、別府市の見解いかがですか。

- 政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

ボランティア輸送は、路線バスの通っていない交通不便地域で、地域の団体等が運行主体として運転手や受付事務などを担うスタッフを確保し、実施されるものです。現在、朝

日大平山地区で運行に向けて進めておりますが、今後、路線バス等の交通機関がなく、移動手段にお困りの地域から実施に向けて相談がありましたら、交通事業者等の関係者とも協議をし、進めてまいりたいと思います。

- 13番（森 大輔） 別府市の交通空白地域の考え方についても、これまで議論してきたと思います。別府市の交通空白地域のその考え方については、必ずしも公共交通機関がないところに対して移動支援をしていくだけではなくて、公共交通機関がある地域でも不便だと思われるところ、これについては移動の支援の充実をしていくということも答弁されてきたと思います。なので、そういったところにも期待をしている地域住民もたくさんいますので、ぜひボランティア輸送の今後の展開については協力をしていきたいと考えていますので、どうぞ認識を深めていきたいと、そのように考えます。

では、次の次世代のための英語教育の充実と強化について質問したいと思います。

別府市は国際色豊かな環境にありながら、別府市の中学生の英語力、コミュニケーション能力が十分に発揮されていないことについて、昨年の9月市議会で別府市とも一定の認識を深めてきたと思います。私は英語教育の充実、次の世代の子どもたちを国際人材に育てていくために必要なことだと考えています。だから、留学支援や英語教育の充実を求めてきました。今回は特に英語教育の充実について質問しますが、後はあらゆる手段を使って、子どもたちの聞く、話す英語力の向上に取り組んでいただきたいと思います。その成果は必ず国際観光都市別府の発展に相乗効果として現れてくると考えています。

そう考えるのは、これまで別府市はアートのまちということで、アート人材の育成、そしてアーティストの移住・定住にお金を使ってきました。この件については、市長とも度々議場で議論をしてきました。なぜなら費用対効果が見えない形です。ただ、目には見えませんが、人々の幸福度の向上にアートは貢献しているという観点については、認識を共有するところがあります。こういう観点で言えば、人材育成は目には見えない相乗効果があるのだと考えます。であるならば、国際人材の育成も必ず別府市にとって大きな相乗効果があります。国際人材の育成の観点から、別府市の小中学生の聞く、話す英語力の向上に向けた取組、例えば民間ALTの導入を含めて、ALT授業の質と量の充実を図るべきだと提案しますが、市長いかがですか。

- 教育部長（矢野義知） お答えいたします。

別府市では、子どもたちの実践的な英語力の向上のための取組といたしまして、令和8年度からオンラインの英会話授業の対象を小学校5年生まで拡大をし、早期から英語によるスピーキングの機会を確保することで対話力を育み、さらにはAPUの学生が中学校を訪問し、授業や昼休みの時間を活用して、留学生とリアルに交流をいたしますワールドアンバサダー学校派遣事業を新たな取組として開始をいたします。

また、民間ALTの導入につきましては、質の高い人材の安定的な確保等のメリットもあるというふうに考えられますので、導入の可能性について引き続き調査を行っていききたいと考えております。

今後も市のALTに対して充実した研修を行うことで、さらなる指導力の向上を図りまして、留学生などの強みを合わせ、英語を単なる学ぶだけではなく、日常的に英会話を実践する機会を創出するという事で総合的に子どもたちの英語力の向上を図って、国際都市の子どものための人材育成につなげていきたいというふうに考えております。

- 市長（長野恭紘） 私からもお答えしたいと思います。

なるほどと、今まで別府市は芸術・文化に相当の多額の政策的な費用を使ってきましたけれども、英語力というのは、まさにそれが本人や地域にとってどういうふうな影響を及ぼすかというのは、これ長期的に見ないと分かりませんし、芸術や文化の振興と同じだと、そういう議論と、聞いていてそこを突いてきたかというふうに正直思いましたけれど

も、まさにそれはそういうことでもあるなと思います。

過去の議会においても、ALTさんを増員するという点に関しては、これは否定するものではありませんと、私も申し上げてきました。今言われたようなAPUさんとの連携とか、オンラインの活用といったような事業を来年度は計画をしておりますけれども、今後、リアルにその場でしっかりと英語力を高めていく。やっぱりコミュニケーション能力としての英語というのはとても大事だと思っておりますので、今後、教育委員会とも協議をしながら、必要に応じて様々な施策の展開を考えていきたいというふうに思います。

○13番（森 大輔） ありがとうございます。

今後についてはその英語力向上に向けた様々な政策、民間ALTの導入も含めて、また留学支援の充実、これについても次回以降、議論していきたいなと、そのように伝えたいと思います。

では最後に、安心・安全に暮らせる災害に強い新たな別府の未来について質問します。

新年度予算に、台風10号により被災した公共土木施設などの復旧事業がありますが、これは具体的にどのような地域のどのような復旧工事を行う見通しなのか、いかがですか。

○都市整備課長（田邊和也） お答えします。

令和8年度予算で災害復旧を予定している箇所は、堀田地区、柳地区、枝郷地区、東山地区などで、大規模な被害を受け、災害査定や設計業務、関係機関との調整などに時間が必要になったこと、河川災害については水量が少ない渇水期に工事を行うため、工程の調整が必要となったことなどから令和8年度に災害復旧を行う予定としております。引き続き、早期復旧に向け取り組んでまいります。

○13番（森 大輔） 災害復旧工事の在り方については、これまで別府市と認識を深めてくる議論をしてきました。それが今回の予算づけの参考になっているとありがたいと思います。今後も地域の事情を知る自治会長さんたちの御意見をしっかりと反映しながら、復旧工事に取り組んでいただきたいと思います。

また、今後の防災・減災対策の強化ですが、これからも大雨などにより土石流の発生、河川の氾濫、そして下流域へ甚大な被害を及ぼす土砂災害が発生する危険度が高まっていることが想定されます。例えば土砂災害や土石流などが発生する、そういった危険度が高い地域を別府市としてどのように把握しているのか。台風10号の際に実際土砂災害が起きました。朝見川の上流部の蔵人と呼ばれる地域、観海寺川の周辺、そして柳、そういったところの危険度について、別府市どのように考えていますか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

土石流や崖崩れのリスクがある土砂災害警戒区域、そして住宅損壊や住民の生命に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域などについては、土砂災害防止法に基づき、県が掲載しております。そのエリアは、別府市防災マップに掲載しており、そのように把握しておるところでございます。

また本市では、毎年度、国や県、陸上自衛隊、警察や消防などの関係団体の御協力の下、現地確認の防災パトロールを実施しております。パトロールの内容でございますが、関係団体との事前会議で調査箇所を複数選定し、現地確認の結果に基づき、危険度を3つのランクに区分し、災害時における対応などを共有しております。

先ほどおっしゃった観海寺川、また蔵人などは危険度の高いエリアとして認識しておるところでございます。

○13番（森 大輔） まさにそういった地域においては、防災・減災の強化の視点から砂防ダムの新設など、抜本的な砂防対策に取り組んでほしいと求める地域住民の不安の聲が上がっています。そのような観点から、地域の関係団体の方々とともに、大分県の別府土木事務所に将来の豪雨災害を見据えた新たな砂防ダムの新設、そして砂防対策の強化、既

存の砂防ダムのほうに蓄積をした土砂の計画的な撤去について要望に上がりました。その要望書の中にありましたが、これからは大分県民、別府市民がともに将来にわたり安心・安全に暮らしていくために、事前防災の取組を別府市と大分県ともに強化していただきたいという旨の要望を上げてきた次第です。

市長、これは提案なんです、地域の関係団体の方々と意見交換などできる機会があると、お互いに抱える様々な課題の解決に向けた認識も深まるのではないかと思いますので、よければそのような機会も調整させていただきたいと思います。よろしいですか。

では最後に、消防力強化の観点から消防団が使用する車両のオートマチック仕様への方針の進捗について質問します。

これまで消防団が使用する車両のオートマチック仕様への更新、バックモニターの取付けに関する要望が上がってきたと思いますが、車両更新計画に基づいて、今後どのように更新されていく見通しですか。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

現在、消防団が使用する消防自動車におきましては、車両更新計画に基づき更新を行っております。令和8年度は3台の車両を計画しており、いずれもオートマチック車とし、さらにはバックモニターも装備する計画でございます。令和9年度以降も全ての車両をオートマチック車とし、バックモニターを装備する計画でございます。

○13番（森 大輔） ありがとうございます。

近年ではそういったことでマニュアルの免許を持っていない団員の方々の増加、またマニュアルの免許を持っていても、ふだんはオートマチック仕様の車しか運転しないのでマニュアルの運転に抵抗がある、そういった団員の方々も増えていると思います。

また、佐賀県の大規模火災の際には、地元の消防団の方々が住民に対し避難を呼びかけるなどの活動を行って、その呼びかけを聞いて実際に避難された方々もたくさんいらしたことを考えると、改めて消防団活動の重要性を認識するところです。引き続き、消防団の方々誰もが安心・安全に消防活動に従事できる環境整備に努めていただきたいとそうようにお伝えしておきます。ありがとうございました。

今回の質問は残り3分となりましたので、私にしては1時間の範囲で質問が終わりそうではよかったかと、私も頑張ったと思いますが、いろいろと答弁を聞きながら言いたいことはあったんですが、ぐっと心に受け止めるところも多々ありましたが、そこはこれから別府市に具体的な数字等も示していただきたいという、そういった気持ちがあるということとはぜひ察していただきたいなと思います。特にウェルネスの拠点施設事業に関することについては、これからは投資額を上回る成果と効果が本当に求められる、そういった今まで以上に複雑で難しい財政運営が求められるということについては、私もそうですが、別府市も認識していただきたいと、そのように考えています。大きな事業ですので、確かに財政規律、経常収支比率、そういった観点から議論はさせていただきましたが、今のところは大丈夫だと思います。ただし、その投資に見合う成果と効果が得られればという前提での今の議論になりますので、ここが崩れると全てが崩れていきますので、私たち議会も行政もその責任をともに背負わなくてはならないそのように考えています。

今回の質問は、そういう意味で物価高を上回る市民所得の実現に向けて、デジタル地域通貨の在り方、ウェルネスの効果、課題、そして別府市が進める行政のデジタル化が抱える課題、そして土砂災害対策などについて議論をしてきました。今後も別府市が全ての世代の人々が豊かに健やかに幸せに暮らせる、そういった新たな別府の未来に向けて、私も全力で取り組んでいくと、そのように伝えて、私の質問を終わります。

○6番（重松康宏） 公明党の重松康宏でございます。

まず、国民健康保険行政のうち、国民健康保険税水準の県下統一について質問をさせて

いただきます。

市町村が運営をいたしますこの国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の基盤であり、特に自営業者やまた退職者、非正規雇用の方々を支える地域医療の最後の砦としての役割を担っております。

そこで、まず、別府市における国民健康保険の被保険者数を教えてください。また、本市が抱える課題について御答弁ください。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

令和8年1月末時点で被保険者数は2万1,789人、別府市では約19.6%の方が国民健康保険に加入しております。令和6年度の平均の被保険者数は2万2,542人で、直近4年間で10.9%減少しており、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療へ移行した後も、減少傾向をたどると予測されます。

現在、こうした被保険者数の減少に加え、高齢化の進行や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費が増加しているという課題があり、別府市国保における令和6年度の1人当たりの医療費につきましても前年度比で約0.5%増加しており、国の平均より高い傾向で推移しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

約5人に1人の方が国保の被保険者ということですが、この被保険者の方の高齢化、また減少、医療費の増加などにつきましては、別府市でも他の自治体と同様の課題を抱えていることが今の御説明で理解できました。平成30年度の国保制度改革以降、県が財政運営の主体となって安定的な運営が図られておりますが、現在、大分県においては国民健康保険税水準の統一に向けた取組が進められていると伺っております。この保険税水準の統一とは、いつ、何がどのように変わるのか御答弁ください。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

国民健康保険の保険税水準の統一とは、現在は市町村ごとに異なる保険税率を県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税となる仕組みのことです。平成30年度以降、財政運営規模が県単位となり、県内の国保加入者の保険給付費を県内全体で賄えることになったことから、被保険者の保険税負担においても市町村間の負担の公平性を図る必要があるため、大分県は統一の目標年度を令和11年度として協議しているところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

令和11年度を目標に進めているということですが、この国民健康保険法の第4条では、都道府県と市町村の役割が規定されており、県が国保の安定的な財政運営の中心的な役割を果たし、また市町村は被保険者の資格管理や保険税の徴収、保険事業の実施等、国民健康保険事業を適切に実施するものと規定をされております。現在、別府市では、地域の実情に合わせた独自の健康増進やまた住民サービスの取組が行われていますが、この統一によって、こうした取組やサービスの質が低下するといった懸念はないのか、お伺いをいたします。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

保険税水準の統一後、保険税につきましても県が主導的立場で標準的な税率を示し、それを踏まえて各市町村において対応することとなりますが、役割が大きく変わるものではないかと考えております。市としましては地域住民との身近な関係において、引き続き住民サービスと健康増進としての役割を強化していく必要があると考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

引き続き、住民サービスと健康増進の取組を強化していくとのことですので安心をいたしました。また、そこで最も気になるのが、統一によって別府市の保険税が上がるのか下がるのかと

いう点であります。そもそも大分県内において、本市の水準はどのような立ち位置にあるのでしょうか。また、統一後はどのようなになるのでしょうか、御答弁ください。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割という3つの計算方法が基本となっており、それぞれに税率や税額が設定されております。別府市の令和7年度の税率を見ますと、いずれも県下で9位でございます。統一後の税率につきましては、県全体の医療費の状況や財政の健全化を見据えて算定されることとなりますが、現段階では県から示されておられません。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

別府市の現在の水準はちょうど真ん中あたりということで、また保険税についても、今のところまだ何も示されていないということではありますが、そうしたことも含めて、現在、県内の各自治体と県との間では、協議会などを通して具体的なルールづくりが進められていると思いますが、実際にどのように進められているのか、御答弁ください。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

令和6年3月に県が策定しました大分県国民健康保険運営方針第2期に沿って、県と市町村において事務の統一や事業の標準化、効率化に向けて、丁寧に協議を重ねております。

また、保険税率の大幅な上昇を抑えるため、県内全体で医療費の適正化を図り収納率向上の取組を進めるとともに、別府市といたしましても保険税水準の統一を見据え基金を活用するなど、適正な保険税率の維持に努めているところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

制度の公平性というのは大変重要であります。それによって市民の生活が圧迫されるようなことがくれぐれもないように、県との協議の中で本市の実情を反映させた主体性のある仕組みづくりを行っていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、同じ国保行政のうち、保険者努力支援制度について伺いをいたします。

平成30年度から本格導入されたこの保険者努力支援制度は、保険者である自治体の取組姿勢が問われる極めて重要な制度と認識をしておりますが、まずその内容について御答弁ください。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度でございます。本制度の取組評価分は、保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標が設定されており、取組状況や実績を点数化し、その得点数に応じて交付金が傾斜配分される仕組みでございます。評価指標や配点割合は、毎年度見直しが行われております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

制度の趣旨は理解をいたしましたが、重要なのはその評価指標を的確に捉え、今後どのように取り組んでいくのかということだと思います。そこで、直近の交付額と、本市の獲得点数は国や県の平均と比較してどうなるのか教えてください。

また、多岐にわたる評価指標の中で、特に点数が伸び悩んでいる項目、課題として認識をしている指標について伺います。

○保険年金課長（岡崎章子） お答えいたします。

交付額につきましては、国の予算変動もありますが、令和6年度は3,950万8,000円、令和5年度は4,768万8,000円となっております。

評価点数につきましては、厚生労働省のホームページで公表されております令和7年度保険者努力支援制度の集計結果で点数比較いたしますと、988点満点のうち国の平均値が541点、県内市町村の平均値が627点、別府市の合計点数は460点でございます。県内

の他市町村に比べて得点が低かった評価指標は、特定健診の受診率や後発医薬品の使用割合、保険税の収納率でございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

今御答弁ありましたように、国また県の平均と比べて若干低いということで、これから重点的に取組を行っていただきたいなと思うんですが、そこで、そういう中で被保険者の意識醸成や、また行動変容を促すそういった取組、どのように行っておりますかお伺いいたします。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

特定健診受診者の受診率の向上を目指しまして、今年度は5月から9月までの特定健診受診者のうち抽選で1,000名の方にQ U Oカードを進呈するインセンティブの付与を開始いたしました。

保険税の収納率向上の取組といたしましては、早期のうちに納付相談ができる機会をつくるなど、きめ細かな滞納整理を行う体制を構築し、あわせて、口座振替の勧奨など、多様な納付環境の整備を進めているところでございます。

今後も健康所管課とともに様々な取組を通して、市民の保険並びに医療への意識醸成などを図ってまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

点数が上がるということは、単なる数値の改善にとどまらず、本市の財政運営において重要な交付金の獲得につながるとともに、ひいては一人一人の健康増進、また生活の質に直結するものであります。次回の評価では、具体的な成果として数字に表れることを期待をいたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、窓口体験調査についてお伺いをいたしてまいります。

今回デジタル庁の窓口B P Rアドバイザー派遣制度を活用して、職員による窓口体験調査を行ったということでありますが、その目的と具体的にどの部署のどのような業務について行ったのか御答弁ください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

本市では、令和8年度から推進するデジタルガバメント推進計画において、行政サービスの利便性の向上を図るため、フロントヤード改革、バックヤード改革、そしてスーパーアプリによるデジタル行政サービスの提供の3つの柱としたDXの推進に取り組んでおります。その取組の一環として、デジタル庁の窓口B P Rアドバイザー派遣事業を活用し、市民の立場から窓口サービスの現状を把握するため、職員自らが市民役となり、手続を体験する窓口体験調査を実施いたしました。

調査では、本庁舎1階とグランドフロアを中心に、複数の窓口業務に関係する部署を対象に実施しております。具体的には、転入、出生、お悔やみといったライフイベントを想定し、窓口間の移動、待ち時間、申請書類の記入、案内の分かりやすさなどについて、市民の動線や体験を重視した視点から調査分析を行ったところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

ライフイベントと関係の深い転入や出生、またお悔やみといった手続の体験を行ったことでありますが、ふだんは気づかずに見過ごしていたことが、市民目線に立ったとき、どのような新たな気づき、また課題、改善点が見えてきたのでしょうか、御答弁ください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

調査の結果、複数の窓口を移動する必要があること、同じ情報を複数の申請書に記入する場面があること、手続の流れが事前に分かりにくいというなど、課題が確認されました。これは窓口業務の進め方や業務プロセスが起因とする部分も多く、フロントヤードとバックヤード双方の業務改革が必要であることが改めて確認されたところです。

一方で、職員の丁寧な対応など本市の窓口サービスのよい点も多く確認できたことから、こうした点につきましては、今後さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

複数の課を回る移動の負担や、また同じことを書く二度手間の負担についての御意見は私もよく市民の方からいただいておりますが、そういった今回の体験調査で指摘をされた課題や改善点については、今後、システムやまた窓口サービスにどのように反映をしていくのか御答弁ください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

今回の調査では、窓口の手の流れや書類の多さなどに課題があることが確認されました。今後は、まず、フロントヤード改革として、手の流れの見える化、窓口動線の改善、申請書の簡素化や書かない窓口システムの導入などを進めてまいります。

また、バックヤード改革として、業務プロセスの見直しやデジタル化を進め、窓口業務の効率化を図ります。さらに、来年度導入予定のスーパーアプリにより、スマートフォンから行政手続や情報取得ができる環境を整備することで、行かなくていい市役所の実現にも取り組んでまいります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

また、単にそのそういったシステムを変えるだけではなく、職員の皆さんの気持ちの中に前例踏襲といったことがもしあれば、その意識も変えていかなければ、本当の意味での変革にはならないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

窓口体験調査では、職員自らが市民の立場で手続を体験することで、窓口業務の課題を実感する機会となりました。このような取組は、市民目線での業務を見直す意識の醸成につながるものと考えております。今後も業務改革のワークショップや庁内での事例共有などを通じて、フロントヤードとバックヤードの双方の業務改革を進めながら、市民の利便性向上を意識した行政運営の定着を図ってまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

またさらに言えば、今回は1階とグランドフロアの部署を中心に行われましたが、特定の部署にとどまらず、どの窓口に行っても同じように利便性の高いサービスを受けられることが大切と考えます。

そこで、今回の調査で得られた改善の手法、またノウハウを他の部署へどのように横展開をしていくのか、お伺いをいたします。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

窓口サービスは複数の部署に関係する業務であり、全庁横断的な取組が必要であると認識しております。そのため、本市では関係部署による窓口改革プロジェクトチームを設置し、横断的に検討を進めてまいります。

また、窓口サービスを見直すフロントヤード改革、業務プロセスを見直すバックヤード改革、スマートフォンで行政サービスを提供するスーパーアプリを一体的に進めることで、市民にとって利用しやすい行政サービスの実現を目指してまいります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

早速、その窓口改善プロジェクトチームを設置するとのことで、ぜひ全庁的な取組をよろしくお伺いをいたします。

行政事務の効率化やまたデジタル化の推進は避けては通れない課題ではありますが、ここで忘れてはならないのは、真の目的は、市民お一人お一人の満足度の向上にあるという点です。

そこで、今回の調査を経て計画される具体的な様々な施策について、市民の皆さんが市

役所のここが変わったと実感できるサービスについて具体的に教えてください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

窓口改革などの取組を進めることにより、市民には主に窓口での待ち時間の短縮、窓口を回る回数の削減、スマートフォンからの行政手続といった形で利便性向上を実感していただけるものと考えております。

まず、窓口での待ち時間の短縮についてですが、来年度、窓口の事前予約システムを導入する予定としております。あらかじめ来庁時間を予約していただくことで、窓口での待ち時間の短縮につなげてまいります。

次に、窓口を回る回数の削減についてです。手続の流れや市民の動線を踏まえた窓口配置の見直しや関係部署の連携強化など、機構や窓口体制の在り方も含めた総合的な視点から見直しを行い、できるだけ少ない移動で手続が完結できる窓口サービスの実現に取り組んでまいります。

また、スマートフォンからの行政手続では、来年導入予定のスーパーアプリにより、スマートフォンから各行政手続や情報取得が可能となる環境を整備することで、デジタルに慣れた方には、行かなくていい市役所を実感していただけるものと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

事前予約システムによる待ち時間の短縮、また窓口配置の見直しによる移動の負担軽減、さらにはデジタル化を加速させた行かなくていい市役所という究極の形まで踏み込んだ具体的な形が示されました。迅速かつ着実な推進を期待いたします。

また、職員の皆さんにはそのような効率化によって生み出される時間を高齢者等説明に時間を要する方や、また複雑な困り事を抱えている方へのきめ細やかな対面サービス、また相談業務につなげていただきたい、そのためのデジタル化、効率化だと考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

フロントヤード改革、バックヤード改革、行政サービスのデジタル化を一体的に取り組むことにより、これまで事務処理に充てていた時間を見直すことが可能となり、人的資源をより効果的に活用することができるものと考えております。

具体的には、市民への丁寧な説明、相談対応の充実、福祉や子育てなどのきめ細やかな支援など、人による対応が重要となる対面サービスの充実に人的資源を振り向けていくことが重要であると考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

今回の窓口体験調査は、職員の方が市民の皆さんと同じ目線に立ち、不便さやまた困り事を肌で感じたことは大きな意義があると思います。改革を進める中で、待ち時間の短縮や手続の簡素化、また行かなくていい市役所といった目に見える成果が速やかに市民の皆さんのもとへ還元されることを期待いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、働く単身者の支援について伺いをいたします。

働く単身者世帯、いわゆるシングル層について伺います。

現在、国や地方自治体の福祉政策は、子育て世帯や高齢者あるいは生活保護受給層に重点が置かれております。もちろん、それはそれで大変必要なこと、大切なことでありますが、その一方で、必死に働き納税の義務を果たしながらも、自らは税の控除また各種手当、給付金など何の恩恵も受けられず、支援の谷間に置かれている働く単身者が存在をいたします。

別府市においても2020年の国勢調査を基にした場合、働く単身世帯は約1万2,000人前後となっております。その中でも、特に非正規社員などで働く収入が低く貯蓄もままならない人たちは、物価高騰の波をもろに受けながら大変苦しい生活を強いられております。

そうした方への支援は、現状どのようになっていますか、伺います。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

子育て世帯や非課税世帯の方々につきましては、これまで様々な給付金などの支援がございましたが、低所得で単身の方に特化した給付金などの支援というものは、現状ではございません。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

現状では何も支援がないとのことであります。公的支援を受ける生活困窮層との間の逆転現象ということも指摘をされておるところであります。こうした方々は一度の病気や失業が即座に生活破綻に直結するリスクを常にはらんでいる。そうした方たちへの支援は必須であり、特に生活の基盤である住まいへの支援が必要と考えます。

現在、住まいに関する公的支援としては、住宅確保給付金がありますが、この給付金の内容について伺います。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

住居確保給付金には、住宅扶助基準に基づく額を上限として、最長9か月支給する家賃補助と転居費用相当分を支給する転居費用補助がございます。家賃補助につきましては、離職など、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者、または住居喪失のおそれがある者であること、転居費用補助につきましては、申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者、または住居喪失のおそれのあるものであることを基本要件とします。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、この住宅確保給付金については、あくまでも離職、また休業を前提とした支援であり、働く単身者は対象にならないということでもあります。こうした国の支援制度が活用できないのであれば、市独自の支援策が必要と考えます。真面目に働き続けているにもかかわらず、固定費である家賃支出が可処分所得を圧迫している働く単身者に対し、家賃補助制度の創設を要望をいたしますが、市の見解を伺います。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

現在のところ、単身で低所得の方を対象とした市独自での家賃補助制度はございませんが、今後、他市町村の動向などを注視してまいりたいと考えています。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

働きながらも、家賃負担にあえぐ、そういった単身者の方、別府市にも一定数いらっしゃいます。自分たちは社会から置き去りにされているといった疎外感、また失望感を抱いている人たちの声なき声に耳を傾けていただきながら、一定の所得以下の働く単身者への住まいの支援を強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、基金の運用について伺います。

長引く物価高騰や、また人口減少に伴う税収不安など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しております。その中で不測の事態への備えや、また将来の特定目的のために積み立てられている基金の在り方について伺いたいと思います。

まず、別府市の現在の基金残高と、また運用方法、運用実績について御答弁ください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

令和6年度決算では、基金は普通会計及び特別会計の総額で145億9,172万7,000円を保有しておりまして、基金は金融機関への預託等による運用に加えまして歳計現金の不足を補うための基金の繰替運用を行っております。令和6年度の運用実績は、総額で1,217万7,000円となっております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

日本経済は、長期間のデフレから明確なインフレ局面に移行いたしました。それに伴って各金融機関の預金利率も上昇傾向にあります。それを上回るスピードで物価が高騰しているのが現状であります。本市では現在、基金は金融機関への預金がほとんどであります。これは地方自治法第241条第3項の金融機関、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとの基金運用の規定に基づいたものであると理解をいたしますが、インフレ局面では実質的な購買力を損なうことにつながりかねないのではないかと考えます。改めて基金の運用に関して、どのような認識を持っているか、お答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

現在のインフレ局面の経済状況の中で、預金以外の基金の運用としまして他市において取組実績のある債券による運用は、手段の一つとして認識をしているところでございますが、基金を債券で運用することは、安全性や確実性の面から償還期日到来まで債券を保有することが原則となりまして、長期で安定的に運用できる資金の確保が課題である現時点では、預金による運用が現実的な選択肢と考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

本市の基金は市民の皆さんの貴重な税金をお預かりしたものであり、その運用に当たっては、安全性とまた流動性を最優先に考えることは当然のことではございますが、現下の金融情勢の中で市民の利益を最大化するという観点から、また安全性、流動性を大前提とした上で、例えば国債といった極めて高い安全性が認められている債券運用を組み合わせるなど、できるだけ有利な運用を行い、収益確保を図っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公金の管理及び運用に関する事項に関して、必要な調査、審議をするために設置しております別府市公金管理運用委員会の活用等によりまして、公金の運用方法について模索してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。ぜひ模索をしていただきたいと思います。

ほんの一部でも安全性また効率性の高い形で運用していただき、そこから生まれる運用益が僅かであっても市民サービス向上のために活用されれば、その小さな一歩が市民の皆さんの暮らしに大きな豊かさをもたらすことは間違いないと確信をしておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。

駅における熱中症対策（ミスト設置）について伺います。

近年の夏は、かつての暑い夏という言葉では到底片づけられない命の危険ささえも感じる酷暑に見舞われております。気象庁では、災害級の暑さという表現が使われるなど真夏日、猛暑日は常態化しております。本市においても、登下校中の児童生徒や通勤、通学で公共交通機関を利用する市民、さらに体温調節機能が低下している高齢者にとって、この屋外環境の過酷さは、もはや個人の努力や注意だけで克服できるレベルを超えていると考えます。この異常ともいえる夏の高温による熱中症のリスクに対する認識を伺います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

熱中症を引き起こす条件には、高温、湿度が高い、日差しが強いなどの環境条件のほか、暑さに慣れていないなどの体の条件があります。近年、夏の気温は非常に高くなっており、また全国的な気温上昇と同様に、大分県内におきましても5月から気温が上昇し、本格的に暑くなる前から熱中症のリスクが高まっていると認識しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

報道等によれば、昨年の夏、全国の熱中症による救急搬送者数は累計で10万人を超え、調査開始以来、過去最多を更新したと言われております。そうした状況の中、別府市にお

ける近年の熱中症による救急搬送者数の推移について御答弁ください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

令和5年度は63人であったものの、令和6年度に104人と大幅に増加し、令和7年度は74人と前年比と比べて約3割削減しております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

全国的には過去最多を記録するなど極めて厳しい状況が続く中、直近の搬送者数が減少に転じているという結果は、大変注目すべきことであると思います。これは本市の熱中症対策が一定の効果を上げている表れではないかと考えますが、どのような取組がなされたのかお伺いします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

令和7年度は暑さから避難するためのクーリングシェルターの指定や、公共施設や商業施設などの冷房が効いた場所を開放し、休憩ができる熱中症一時休憩所の設置数を拡大しました。また、本格的に暑くなる前の5月からチラシを配布し、高齢者への積極的な周知としまして、健康教室や家庭訪問、介護関連施設等におきまして、声かけを行いました。さらに、産官学が共同で熱中症を予防できるように熱中症対策健康会議を開催し、商業施設や公共交通機関、宅配、マスメディア等でも熱中症対策の周知を図っているところでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

今、答弁ありましたように、多岐にわたる取組が市民の皆さんの行動変容につながり、また発症予防に寄与したと考えられますが、こうした成果を一時的なものに終わらせず、今後さらに低減をさせていくためには、個人の注意だけでなく、暑さを抑えるハード面の環境整備も重要だと考えます。

そうした中、屋外での体感温度を効率的に下げる方法として、全国的にドライミストが注目をされております。微細な霧が蒸発する際の気化熱を利用して周囲の温度を下げ、体感温度を改善するもので、電力消費も少なく環境負荷が低いという利点もあります。現在、本市において、多くの人が行き交う、また滞留する屋外の公共スペースや駅周辺において、こうした冷却装置の設置状況はどういうふうになっているか教えてください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

夏季におけるイベント等では、ミストファンを設置する場合もございますが、常設として設置しているもので把握しているのは、別府駅周辺では、駅前通りの日当たりのよい北側の歩道に通り会や事業者等が設置しているものがございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

通勤通学やまた買物、待ち合わせ等で多くの市民の方、また市の玄関口として観光客の方が利用する駅の軒下や、またバス待ちスペースは夏の時期、直射日光やアスファルトの照り返しにより過酷な環境となっており、そうした場所へのミストの設置は極めて有効なものであると考えます。また、そうした御意見、御要望を数多く寄せられております。駅そのものは鉄道会社の持ち物で市が設置するということは難しいとは思いますが、例えば民間の企業が設置する場合、国や県の補助金を活用することができるのではないのでしょうか。市はそうした補助金のメニューを把握しておりますか、伺います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

近年、夏季の気温が非常に高くなっており、特に昨年の夏の平均気温は観測史上最高を記録したことから、屋外観光施設を中心に猛暑により、例年に比べて客数が減少したような状況でした。そのため、今年の夏場対策に向けて、大分県が観光事業者等を対象とした観光関連施設クールスポット創出支援事業を創設し、現在、対象事業者等を募集しております。

対象となりますのは、暑さを緩和する設備、例えばミスト設備であったり、ひさしや屋根、スポットクーラーなど、そのような設備の設置等に要する経費となっております。別府市としましても積極的に周知を行い、夏季の観光客誘致対策に取り組んでまいります。

○6番（重松康宏） ぜひ積極的な周知、よろしくお願いをいたします。

ミスト設置は熱中症予防はもちろんのことですが、微細な霧がもたらす視覚的な清浄感やまた演出効果により、駅周辺のイメージアップにもつながり、まちのにぎわい創出や、本市を訪れる人たちへのおもてなし向上につながると考えます。そうした様々な観点から、公共性の高い駅へのミスト設置について、鉄道事業者との緊密な連携を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

夏季における観光客誘致は、別府観光にとっての課題であると考えておりますので、JRをはじめ商店街等に対し、大分県の支援事業の周知をはじめ、対策等について協議してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。

鉄道事業者の方の経営判断もあるかとは思いますが、市民の皆さんの安心・安全、また観光客へのホスピタリティ、この両面から公共交通の拠点としての役割を考え、一歩踏み込んだ協議を行っていただくよう要望し、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は18日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は18日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時39分 散会

